

8. 災害救助に関する資料

1 災害救助法の適用基準及び算定基準

(1) 適用基準

災害救助法による救助は、市町村の区域単位にその区域を指定して行うものであり、同一原因による災害により、市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が救助を要する状態にあるときに適用するものとし、おおむね次の基準によるものとする。

- ア 当該市町村の区域内の人口に応じ、徳島県の災害救助法適用表(次表)の令第1条第1項第1号に該当する数以上の世帯の住家が滅失したとき。
- イ 徳島県の区域内において1,000世帯以上の住家が滅失した場合で、当該市町村の区域内の人口に応じ、本県の災害救助法適用表(次表)の令第1条第1項第2号に該当する数以上の世帯の住家が滅失したとき。
- ウ 徳島県の区域内において5,000世帯以上の住家が滅失した場合で、当該市町村の区域内の被災世帯数が多数であるとき。
- エ 災害が隔絶した地域に発生した等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合。
- オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。(厚生労働大臣に事前協議が必要)

市町村別	人口数 (人)	適用世帯数 (世帯)		市町村別	人口数 (人)	適用世帯数 (世帯)	
	令和2.10.1 (国勢調査)	①被害 世帯数	②被害 世帯数		令和2.10.1 (国勢調査)	①被害 世帯数	②被害 世帯数
徳島市	252,391	100	50	神山町	4,647	30	15
鳴門市	54,622	80	40	那賀町	7,367	40	20
小松島市	36,149	60	30	牟岐町	3,743	30	15
阿南市	69,470	80	40	美波町	6,222	40	20
吉野川市	38,772	60	30	海陽町	8,358	40	20
阿波市	34,713	60	30	松茂町	14,583	40	20
美馬市	28,055	50	25	北島町	22,745	50	25
三好市	23,605	50	25	藍住町	35,246	60	30
勝浦町	4,837	30	15	板野町	13,042	40	20
上勝町	1,380	30	15	上板町	11,384	40	20
佐那河内村	2,058	30	15	つるぎ町	7,715	40	20
石井町	24,833	50	25	東みよし町	13,622	40	20
				徳島県	719,559		1,000

(備考) 被害世帯数は、住家の滅失した世帯(全壊、全焼、流失)を標準とし、半壊等は1/2、床上浸水等は1/3とみなして換算する。

①は、災害救助法施行令第1条第1項第1号による市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

②は、災害救助法施行令第1条第1項第2号による徳島県の区域内の被害世帯数が1,000世帯以上である場合の市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

(2) 事務手続

順 序	内閣府	都 道 府 県	市 町 村	備 考
被害状況の把握			迅速かつ正確に、管内の被害状況を把握	
被害状況の情報提供	提供された情報内容について確認（必要に応じて助言）	市町村からの被害情報を確認の上、管内分を集計し、直ちに内閣総理大臣に報告 以下、状況が判明次第随時情報提供	速やかに被害状況を知事に情報提供以下、状況が判明次第随時情報提供	
災害救助法適用の決定	情報の受理及び技術的な助言・指導 必要に応じ災害対策本部を設置 日本赤十字社等関係機関への連絡	市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、内閣総理大臣に情報提供 県内各関係機関に連絡（連携協力） 必要に応じ災害対策本部を設置 必要に応じ現地確認	知事に災害救助法の適用要請 必要に応じ、災害対策本部を設置	
応急救助の実施	（必要に応じ）他の都道府県知事に対する応援の指示	救助の実施等 （必要に応じ） 他の市町村長及び他の都道府県知事に対して救助業務の応援を要請	応急救助に当たる（県から委任を受けた救助等）	
中間情報	情報の受理及び必要な助言、指導	救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 以下、状況が判明次第随時情報提供	救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 以下、状況が判明次第随時情報提供	
（必要に応じ）特別基準の申請 特別基準の申請は、救助の種類ごとの期間内に行わなければならない	承認の要否及び程度等の判断及び必要な助言、指導	被害が甚大等のため、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」 による救助の種類ごとに、この基準により難い特別の事情があるときは、その都度特別基準を内閣総理大臣に協議	（必要に応じ） 知事に特別基準の要請	
救助完了についての情報	情報の受理及び必要な助言、指導	応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 委任を受けて行った救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	
補助金の申請等	申請に基づく交付決定、資金示達及び精算確定	翌年度6月15日までに、精算交付を内閣総理大臣に申請	応急救助等に基づく救助費（支弁を行った額）を知事に申請	特別の事情がある場合には、 国庫補助金の概算交付を受けることができる

2 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」 早見表

令和5年6月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)/泊・人以上とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期エアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800円 中学生生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10
ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9
ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8
ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7
ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6
ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5
ト 5億円を超える部分の金額については100分の4

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

9. 医療・防疫に関する資料

1 医療機関（吉野川市内）

医療機関名	代表医師等	電話番号	郵便番号	住 所	FAX番号
あおいそら在宅診療所	馬木 良文	22-1311	776-0014	鴨島町知恵島720-7	36-9228
麻名内外科クリニック	山下 恭治	26-0020	776-0037	鴨島町上浦77-4	26-0035
井内内科	井内 康博	24-3070	776-0013	鴨島町上下島79-1	24-3075
石原小児科	石原 哲也	24-2388	776-0010	鴨島町鴨島353	24-8814
石原内科循環器科	石原 茂樹	24-2536	776-0033	鴨島町飯尾187	22-0807
糸田川眼科	糸田川 誠也	24-2531	776-0010	鴨島町鴨島526	26-0586
糸田川クリニック	糸田川 美知子	24-7555	776-0010	鴨島町鴨島526	24-3745
吉野川医療センター	橋本 寛文	26-2222	776-8511	鴨島町知恵島字西知恵島120	26-2300
大内整形外科	大内 勉	24-3058	776-0013	鴨島町上下島384-1	24-3062
かなめ小児科内科クリニック	岡田 要	26-0310	776-0001	鴨島町牛島字四ツ屋前3271-9	26-0311
鴨島川島クリニック	清重 浩一	24-8551	776-0033	鴨島町飯尾396-3	22-1355
鴨島耳鼻咽喉科	戸村 義則	24-8070	776-0002	鴨島町麻植塚114-1	24-8070
鴨島病院	浅野 登	24-6565	776-0003	鴨島町内原432	24-6572
木村内科胃腸科	木村 倍士	24-6413	776-0020	鴨島町西麻植字絵馬堂61	24-6425
グリーン耳鼻咽喉科	馬淵 厚至	24-2488	776-0010	鴨島町鴨島597-1	24-2494
独立行政法人国立病院機構 とくしま医療センター西病院	三ツ井 貴夫	24-2161	776-8585	鴨島町敷地1354	24-8661
鈴木内科	鈴木 雅晴	24-3413	776-0005	鴨島町喜来374	22-2533
鈴木内科	鈴木 直紀	24-5880	776-0031	鴨島町敷地14-1	24-1218
知恵島皮膚科診療所	原田 勝博	36-9012	776-0014	鴨島町知恵島1049-3	36-9013
古本内科クリニック	古本 涉	24-7377	776-0010	鴨島町鴨島406-5	24-6962
美摩病院	長江 浩朗	24-2957	776-0013	鴨島町上下島497	24-0724
森住内科医院	森住 啓	22-3010	776-0003	鴨島町内原48-1	22-3011
リバーサイドクリニック 岡田	岡田 哲	24-8884	776-0014	鴨島町知恵島1774-1	24-0027
渡辺医院	渡辺 国郎	24-7177	776-0002	鴨島町麻植塚386-5	24-7178
和田耳鼻咽喉科	和田 好純	24-2566	776-0010	鴨島町鴨島351-4	24-2710
岸整形外科	岸 浩	25-3133	779-3307	川島町三ツ島字一里松126	25-3173
四宮医院	四宮 智好	25-2016	779-3303	川島町菜村2555-1	25-6456
杉山医院	青山 真理	25-2802	779-3301	川島町川島405-11	25-2802
矢田医院	矢田 健一郎	25-2006	779-3307	川島町三ツ島字長塚346-2	25-5525
あいざと山川クリニック	多田 量行	42-8811	779-3403	山川町前川200-2	42-8812
工藤内科医院	工藤 隆	42-3113	779-3404	山川町川田1067	42-3113
さくら診療所	松村 武史	42-5520	779-3403	山川町前川212-6	42-5527
谷医院	谷 能也	42-2353	779-3401	山川町建石158	42-2353
中西内科クリニック	中西 二郎	42-6755	779-3401	山川町川東88-1	42-6756
松永医院	松永 裕子	42-2110	779-3402	山川町宮北38	42-4013
三木クリニック	居村 剛	42-6618	779-3407	山川町祇園41-5	42-6626
山下耳鼻咽喉科クリニック	山下 利幸	42-7533	779-3403	山川町堤外21-1	42-7587
よしのがわ往診診療所	渡部 豪	36-1850	779-3404	山川町湯立277-1	36-1851
美郷診療所	中西 二郎	26-7570	779-3504	美郷毛無92-3	43-2077

2 歯科診療所（吉野川市内）

医療機関名	代表医師名	電話番号	郵便番号	住 所	FAX番号
石田歯科医院	石田 徳太郎	24-4348	776-0003	鴨島町内原 225	24-5893
井上歯科医院	井上 正仁	24-8501	776-0004	鴨島町中島 495-5	26-0582
うらやま歯科医院	浦山 明久	24-0009	776-0014	鴨島町知恵島 1781-6	24-0009
岡本歯科	岡本 恭次	22-0838	776-0020	鴨島町西麻植字新田 5-12	22-0838
川井歯科	川井 晃二	24-8436	776-0010	鴨島町鴨島 156-3	24-6918
きりの歯科クリニック	桐野 晃教	24-5151	776-0020	鴨島町西麻植字広畑 88-1	24-5152
近藤歯科医院	近藤 雅也	24-2822	776-0010	鴨島町鴨島 444-11	24-3230
さとう歯科医院	佐藤 寛	22-0888	776-0002	鴨島町麻植塚 381-6	22-0889
歯列矯正センター	兼松 茂仁	22-0020	776-0020	鴨島町西麻植字麻植市 57-2	22-0025
瀬尾歯科医院	瀬尾 重博	24-8200	776-0013	鴨島町上下島 78-1	24-5133
多田歯科医院	多田 雄一郎	24-9222	776-0013	鴨島町上下島 300-2	36-1118
飛梅歯科医院	飛梅 悟	24-0517	776-0010	鴨島町鴨島 526-10	22-1265
まつうら歯科クリニック	松浦 広興	22-1555	776-0010	鴨島町鴨島 324-1	22-1557
モロタニ歯科	諸谷 雅裕	24-6474	776-0001	鴨島町牛島 852-6	24-6599
やまさきデンタル クリニック	山崎 泰文	36-1512	776-0014	鴨島町知恵島 1329-1	36-1513
和田歯科クリニック	和田 圭司	24-2336	776-0010	鴨島町鴨島 346	24-2477
アップル歯科・小児 歯科クリニック	北岡 直樹	25-6480	779-3301	川島町川島 246-1	25-6488
杉山歯科医院	杉山 忍	25-4184	779-3301	川島町川島 258-1	25-5373
前坂歯科医院	前坂 孝	25-4888	779-3303	川島町桑村 2369-7	26-3509
近藤歯科医院	近藤 良樹	42-2121	779-3403	山川町堤外 12-1	42-2121
谷本歯科医院	谷本 良司	42-2069	779-3401	山川町翁喜台 169-11	42-6215
松本歯科クリニック	松本 恵次	42-6488	779-3403	山川町前川 213-58	42-6458
山本歯科医院	山本 司朗	42-6474	779-3402	山川町天神 15-2	42-7120

3 病院及び病床数（吉野川市・阿波市・美馬市内）

徳島県地域防計画資料編 令和6年1月版

病 院 名			病 床 数						管理者名	電話番号
			総 数	一 般	療 養	精 神	結 核	感 染 症		
大野病院	医療法人	阿波市土成町土成字南原231	35	0	35	0	0	0	大野 孔文	088-695-2112
阿波病院	厚生農協連	〃 市場町市場岸ノ下190-1	133	133	0	0	0	0	堀江 秀茂	0883-36-5151
独立行政法人国立病院機構 とくしま医療センター 西病院	独立行政法人	吉野川市鴨島町敷地1354	270	270	0	0	0	0	近藤 秀治	0883-24-2161
吉野川医療センター	厚生農協連	〃 鴨島町知恵島120	290	290	0	0	0	0	橋本寛文	0883-26-2222
美摩病院	医療法人	〃 鴨島町上下島497	97	37	60	0	0	0	長江 浩明	0883-24-2957
鴨島病院	医療法人	〃 鴨島町内原432	178	0	178	0	0	0	浅野 登	0883-24-6565
笠井病院	医療法人	阿波市阿波町元町14	30	0	30	0	0	0	笠井 譲二	0883-35-2720
桜木病院	医療法人	美馬市脇町木ノ内3763	185	35	0	150	0	0	小林 良二	0883-52-2583
成田病院	医療法人	〃 脇町字拝原2576	58	0	58	0	0	0	藤野 晴彦	0883-52-1258
岡内科病院	医療法人	〃 脇町字拝原1496-5	30	0	30	0	0	0	岡 芳剛	0883-52-0988
折野病院	医療法人	〃 美馬町字ナロヲ25	192	0	0	192	0	0	折野 悦子	0883-63-2569
美馬リハビリテーション病院	医療法人	〃 美馬町字沼田75	60	60	0	0	0	0	谷口 達哉	0883-63-2026
ハウエツ病院	医療法人	〃 脇町大字猪尻字八幡神社下南130-3	65	65	0	0	0	0	十亀 徳	0883-52-1095

4 特定施設に係る医療機関一覧表

(1) 透析施設

徳島県地域防災計画 資料編 令和6年1月版

	施設名	所在地	電話番号
1	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島120	0883-26-2222
2	鴨島川島クリニック	〃 鴨島町飯尾396-3	0883-24-8551
3	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190-1	0883-36-5151
4	中山医院	阿波市吉野町柿原ノ夕原42	088-696-4662
5	脇町川島クリニック	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南39-2	0883-55-0110

* 吉野川市・阿波市・美馬市のみ抜粋

(2) ペースメーカー施設

徳島県地域防災計画 資料編 令和6年1月版

	医療機関名	所在地	電話番号
1	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111
2	徳島県立中央病院	〃 蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
3	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555

5 救急自動車（患者輸送車）保有状況

徳島県地域防災計画 資料編 令和6年1月版

町村別	種別	台数	定置場所	所有者	電話
吉野川市	救急自動車	1	徳島中央広域連合東消防署	徳島中央広域連合	0883-26-1190
	〃	2	〃 西消防署		0883-42-2029
阿波市	〃	1	〃 中消防署		088-695-2149
美馬市	〃	4	美馬市消防署	美馬市	0883-52-3025
	〃	1	〃 木屋平出張所		0883-68-2100
	〃	3	美馬西部消防組合消防署	美馬西部消防組合	0883-63-2214
つるぎ町	〃	1	〃 一字出張所		0883-67-2938

* 吉野川市・阿波市・美馬市・つるぎ町のみ抜粋

6 救急病院等一覧表

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院

圏域	施設名	所在地	電話
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151

イ 地域災害拠点病院（10箇所）

圏域	施設名	所在地	電話
東部Ⅰ	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50番地1	088-631-3111
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34番地	088-622-5121
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番	088-683-0011
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島120	0883-26-2222
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103番地	0885-32-2555
	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6-1	0884-28-7777
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷266番地	0884-72-1166
	海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

※圏域：救急医療圏

ウ 災害医療支援病院

圏域	施設名	所在地	電話
東部Ⅲ	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190-1	0883-36-5151
東部Ⅲ	独立行政法人国立病院機構とくしま医療センター西病院	吉野川市鴨島町敷地1354	0883-24-2161

注：災害医療支援病院（県内8病院）のうち東部Ⅲ圏域内の病院を記載

(2) DMAT指定医療機関

圏域	施設名	所在地	電話
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50番地の	088-631-3111(代)
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34番地	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32	088-683-0011
	独立行政法人国立病院機構 とくしま医療センター東病院	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島120	0883-26-2222
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口 103番地	0885-32-2555
	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地1	0884-28-7777
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字本村75-1	0884-72-1166
	海陽町国民健康保険 海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷 16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234 -1	0883-64-3145
	ハウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神 社下南130-3	0883-52-1095
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131
	三好市国民健康保険 市立三野病院	三好市三野町芝生1270-30	0883-77-2323

※圏域：救急医療圏

(3) 救急告示医療機関
ア 二次救急医療機関

徳島県地域防災計画 資料編 令和6年1月版

圏域	施設名	所在地	電話
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島120	0883-26-2222
〃	美摩病院	吉野川市鴨島町上下島497	0883-24-2957
〃	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下 190-1	0883-36-5151

イ 三次救急医療機関（救命救急センター等）

徳島県地域防災計画 資料編 令和6年1月版

圏域	施設名	所在地	電話
全県	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111(代)
	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口 103	0885-32-2555
	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

7 防疫用器材保有数

令和4年4月1日現在

区分 町名	動力噴霧器				電動噴霧機	電動煙霧機	車載煙霧機	噴背霧負機式	噴肩霧掛機式	噴手霧機動
	粉対応	液対応	粉・液対応	その他						
吉野川市	11	3			3		(3)	(11)	(3)	2

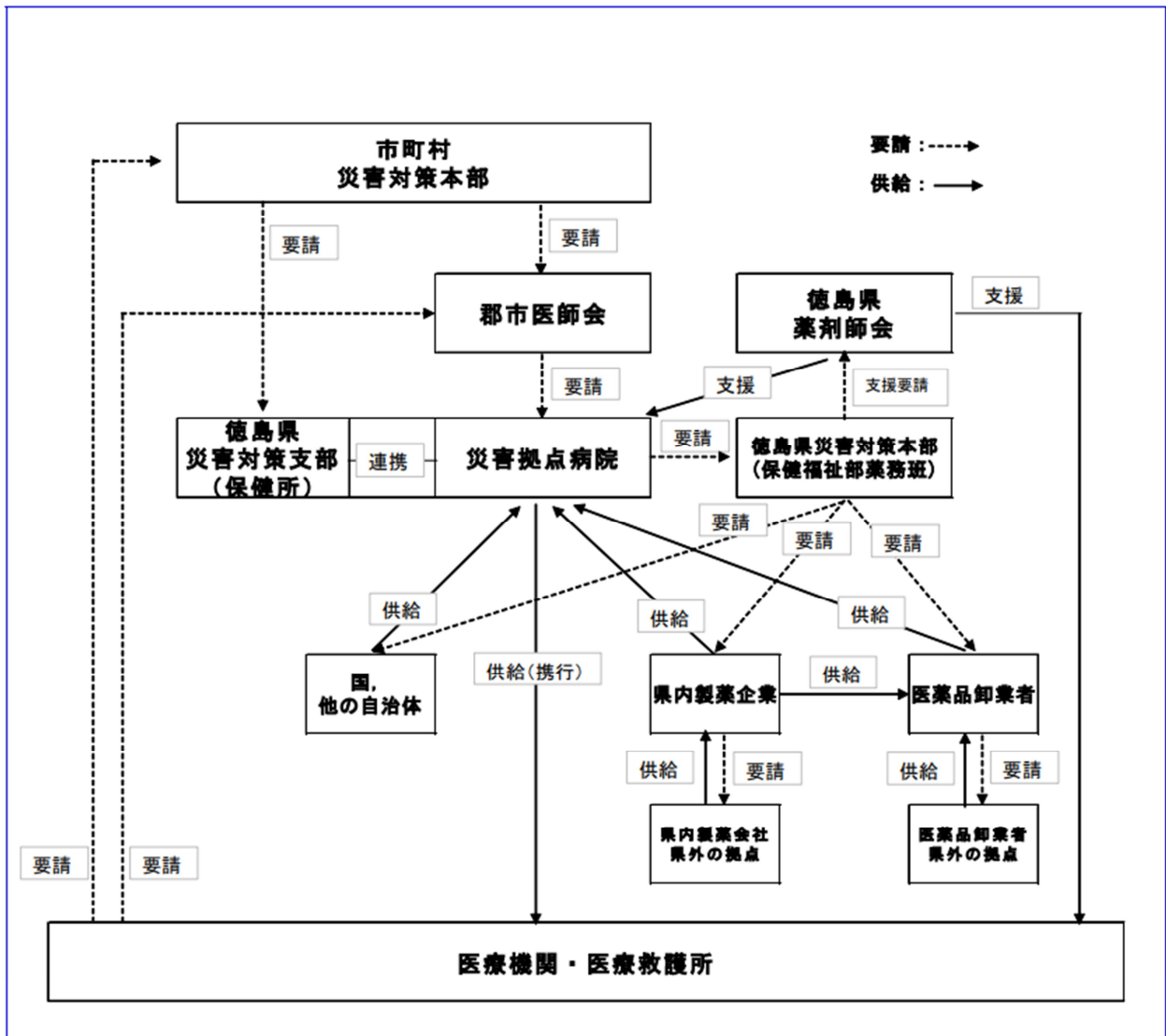
※ () は再掲

8 県備蓄医薬品等供給体制図

県内の医薬品卸売販売業者の基本的な機能・ネットワークが維持されなくなった場合、原則として発災後72時間は、県の統制の下、各圏域の災害拠点病院等に供給を行う。

なお、この機能・ネットワークが回復した場合は、速やかに各医療機関から医薬品卸売販売御者への発注を再開する。

県内で調達が困難な場合は、厚生労働省及び他の都道府県に医薬品等の供給を要請する。



9 除細動器（AED）配置施設

令和7年10月1月現在

No.	設置場所住所	設置台数
1	市役所庁舎（本館）	1台
2	市役所庁舎（東館）	1台
3	川島支所	1台
4	山川地域総合センター	1台
5	鴨島東中学校	1台
6	鴨島第一中学校	1台
7	川島中学校	1台
8	山川中学校	1台
9	旧上浦小学校	1台
10	牛島小学校	1台
11	森山小学校	1台
12	飯尾敷地小学校	1台
13	西麻植小学校	1台
14	鴨島小学校	1台
15	知恵島小学校	1台
16	川島小学校	1台
17	学島小学校	1台
18	山瀬小学校	1台
19	旧川田小学校	1台
20	高越小学校	1台
21	旧川田西小学校	1台
22	中山間地域交流拠点施設（旧種野小学校）	1台
23	鴨島幼稚園	1台
24	鴨島呉郷保育所	1台
25	鴨島東こども園	1台
26	川島こども園	1台
27	高越こども園	2台
28	上浦公民館	1台
29	牛島公民館	1台
30	森山公民館	1台
31	西麻植公民館	1台
32	知恵島公民館	1台
33	鴨島公民館	1台
34	川島公民館	1台
35	山瀬公民館	1台

No.	設置場所住所	設置台数
36	飯尾敷地コミュニティセンター	1台
37	牛島体育館	1台
38	鴨島体育館	1台
39	川島体育館	1台
40	山川体育館	1台
41	吉野川市スポーツ協会（貸出用）	2台
42	文化研修センター	1台
43	交流センター	1台
44	アメニティセンター	1台
45	ふるさとセンター	1台
46	ほたる館	1台
47	多目的グラウンド	1台
48	市社会福祉課（研修用）	1台
49	市民プラザ	2台
50	神島会館	1台
51	西麻植会館	1台
52	こだま会館	1台
53	八坂会館	1台
54	湯立会館	1台
合計		57台

10 火葬場一覧表

令和4年4月1日現在

名称 区分	設置者	所在地	炉数	管轄保健所
徳島市立葬斎場 088-665-0429	徳島市 住民課 088-621-5132	徳島市川内町鈴江西92	10	徳島
徳島行道株式会社 088-631-0430	徳島行道株式会社 088-652-2867	徳島市不動西町2丁目 1525	4	徳島
鳴門市火葬場 088-686-3065	鳴門市 市民課 088-684-1135	鳴門市撫養町 木津字江田21	4	徳島
小松島市葬斎場 0885-35-1059	小松島市 環境衛生センター 0885-32-8290	小松島市田野町 字赤石北64-1	3	徳島
阿南市葬斎場 0884-22-0623	阿南市 葬祭場 0884-22-0623	阿南市富岡町 西池田51-3	5	阿南
吉野川市斎場 0883-24-2739	吉野川市 環境企画課 0883-22-2230	吉野川市鴨島町 知恵島2137-1	3	吉野川
阿北火葬場 0883-36-4132	阿北火葬場管理組合 0883-36-4132	阿波市市場町香美 字西原15-1	4	吉野川
美馬市葬斎場 0883-52-1393	美馬市 市民・人権課 0883-52-8001	美馬市脇町 字西赤谷2678-2	3	美馬
池田火葬場 0883-72-0969	三好市 市民課 0883-72-7609	三好市池田町 字ヤマダ519-1	3	三好
祖谷火葬場 0883-88-5079	三好市 東祖谷総合支所 0883-88-2212	三好市東祖谷山 釣井490-3	2	三好
美波町由岐斎場	美波町 由岐支所 0884-78-2212	海部郡美波町 木岐1000-1	1	美波
美波町日和佐斎場 0884-77-0094	美波町 住民福祉課 0884-77-3613	海部郡美波町 日和佐浦444-3	1	美波
牟岐斎場 0884-72-0195	牟岐町 住民福祉課 0884-72-3414	海部郡牟岐町 大字中村字大戸80-5	1	美波
那佐葬場 0884-73-0004	海陽町 保健衛生課 0884-73-4154	海部郡海陽町 鞆浦字那佐41-7	1	美波
宍喰斎場 0884-76-3241	海陽町 保健衛生課 0884-76-4154	海部郡海陽町久保 字板取243-144	1	美波
美馬西部共立火葬場 0883-62-2349	美馬西部共立火葬場組合 0883-62-3111	美馬郡つるぎ町 貞光字せせらぎ1	3	美馬
三好東部火葬場 0883-82-2452	三好東部火葬場管理組合 0883-79-5340	三好郡東みよし町 西庄字末石63-1	3	三好

11 大災害発生時の食品衛生対策実施要領

1 目的

地震、洪水等の災害により大勢の被災者が発生し、自力による食料の確保や調理が困難な状況が生じた場合、地元市町村や周辺住民による救援措置のみならず、全県的或いは全国的な救援活動が行われることになる。この際、市町村、ボランティア等による炊出しやうどん等の現地調理或いは営業活動類似行為や救援食品の送付等が行われることが想定される。

災害時の混乱で、これらの活動に対する事前の指導等は不可能に近い状況が想定されるとともに通信手段、交通手段の途絶等により組織的指揮系統の混乱が予想され、被災地では食品衛生監視員の臨機応変の対応が必要となる場合も想定される。

このため、吉野川市地域防災計画に定めるもののほか、大きな災害が発生したときの一時的混乱状態が終息するまでの間の食品衛生監視員の対応方法の基本を定め、食品衛生対策の推進を図ることを目的とする。

2 食品衛生法の適用等

食品の確保が最優先されることから、食品衛生法の適用については被災状況を考慮し、食品の表示、許可、届出等については必要に応じ柔軟に対処すること。

なお、以下の対策については、被害の状況、食品衛生監視員の動員状況を勘案し、衛生対策の優先順位を判断し実施すること。

3 食品衛生対策

食品の集積所、炊出し所等の所在地、弁当の発注状況等の情報の収集に努め、衛生対策を推進すること。

- (1) 救援食品については、ダンボール箱等の外箱に日付表示がされた保存性のあるもの又は食中毒発生の危険性の少ないものを要請するよう指導すること。また、保管、配布に当たっては、直射日光の当たらない涼しい所に保管するとともに日付管理を徹底して先入れ、先出しを行うよう指導すること。
- (2) 気温の高い時期にあつては、おにぎりは調製後速やかに食べるものを除いては、あらかじめ焼いたもの（ただし、衛生的な全自動式の機械で一貫して調製、包装されたものを除く。）を要請するよう指導すること。
- (3) 炊出し、現地調理等が行われる場合にあつては、気温等を勘案し食中毒発生の可能性の少ない食品に限るよう要請するとともに、当該施設の調理従事者に対する衛生対策を指導すること。
- (4) 多量の弁当の発注が行われる場合にあつては、必要に応じ営業者に対し衛生対策を指導すること。
- (5) 被災者に対し、早期喫食を促す必要がある場合には、市町村等の協力を要請し周知すること。

4 食中毒発生時の対応

避難所等で救援食品が原因と考えられる食中毒が発生した場合、通常の食中毒処理対応を行っている被災者等に大きなパニックが生じるおそれがある。このためには、調査方法、情報公開等を迅速かつ適正に行う必要があり、次の点に留意し処理すること。

(1) 関係機関との連絡

- ア 徳島県災害対策本部運営規程第10条第2項に規定された班長に対し、発生状況、調査状況等についてできる限り密接な連絡を取ること。
- イ 市町村等の避難所の運営管理機関と密接な連絡を取り、情報の収集、周知等につとめること。

(2) 調査等

- ア 集団食中毒の発生したとき又はその疑いが生じたときの調査は、避難所の運営管理機関の協力の下実施すること。
- イ 必要に応じ調査等の一部を省略し、再発防止対策を優先すること。
- ウ 前記以外の場合にあつては、疑わしい食品の検査、有症者の調査を実施するとともに、疑わしい施設の衛生指導を実施すること。

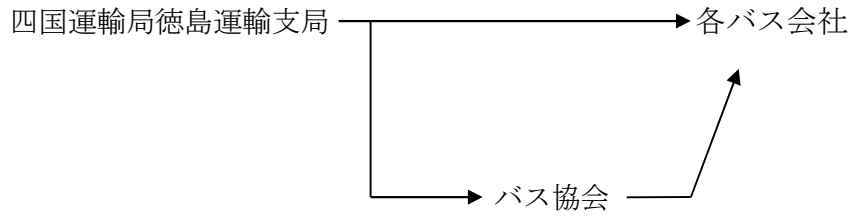
(3) 周知等

- ア 集団食中毒の発生したとき又はその疑いが生じたときは、被災者等に対し避難所の運営管理機関の協力のもと、救援食品の保管、配布、喫食について衛生管理の徹底を指導すること。
- イ 集団食中毒の発生等についての記者発表は、原則として徳島県災害対策本部において行うこととするが、動員体制、通信体制等を考慮してやむをえない場合は現地において報道関係者の取材に応じる等の対応をすること。
- ウ 調査の結果、食中毒でないことが判明した場合には、申し立て者に十分その旨を説明するとともに必要に応じ避難所の運営管理機関と協力して、避難者の不安を解消する措置を講ずること。

10. 交通に関する資料

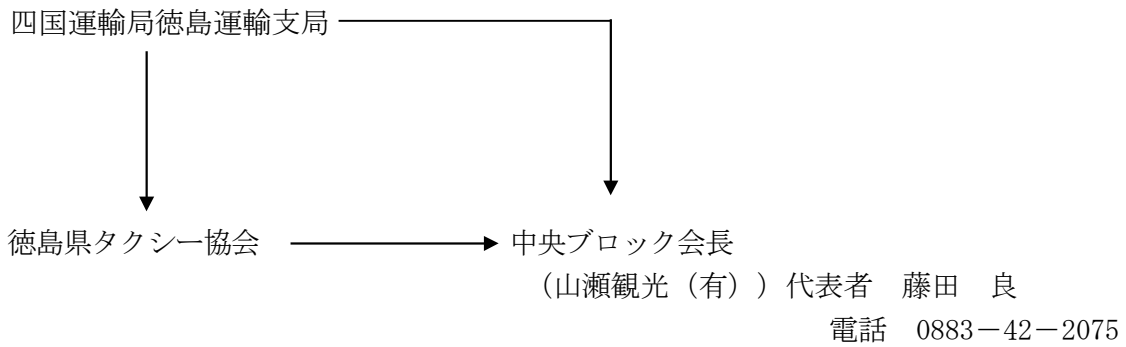
1 輸送の確保に関する責任者及び連絡方法

(1) バス班

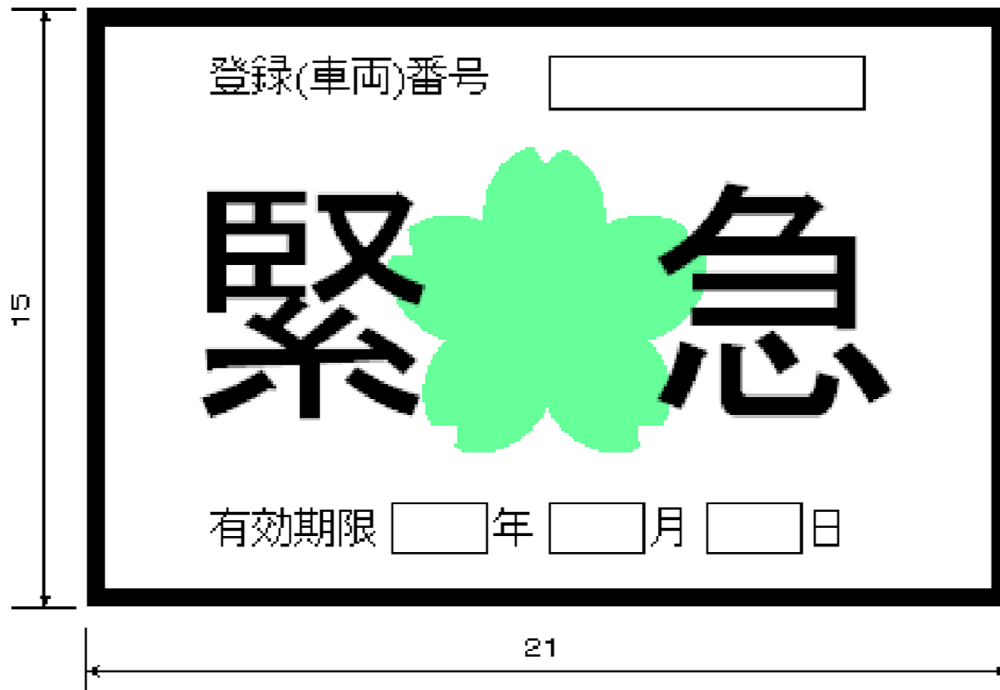


(2) 乗用車班

(緊急の場合)



(参考) 緊急通行車両の標章



- 備考 1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

2 主要道路途絶予想箇所一覧表

徳島県地域防災計画資料編 令和6年1月

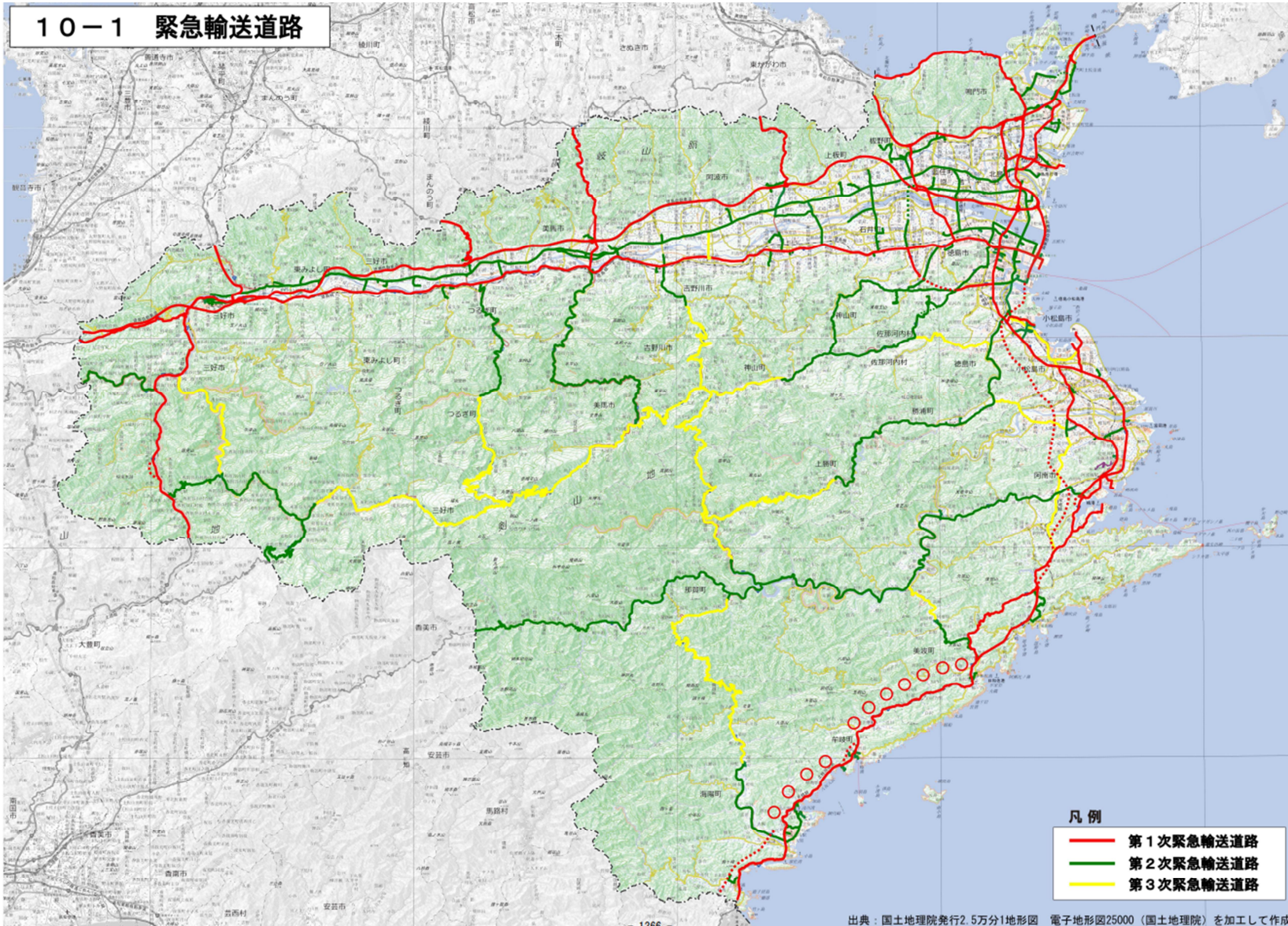
路線名	予想される事態	同左区域	延長km	迂回路
国 193号	山腹崩壊	吉野川市山川町向坂 ～吉野川市・名西郡界	11.6	
主 津田川島線	冠 水	阿波市市場千田橋 ～吉野川市川島町川島橋	2.0	国道318号
主 鴨島神山線	山腹崩壊	吉野川市界～三谷	6.0	神山鮎喰線
主 神山川島線	山腹崩壊	吉野川市美郷月野	2.8	二宮山川線
主 神山川島線	落石	吉野川市川島町植桜	0.02	
一 井上川田線	冠 水	吉野川市山川町北島	0.3	国道193号
一 三ツ木宮倉線	山腹崩壊	吉野川市美郷古土地野々脇峠 ～美馬市小屋平宮倉	11.57	
一 奥野井阿波 山川停車場線	山腹崩壊	吉野川市山川町楠根地 ～奥川田	6.0	
一 西麻植下浦線	冠水2箇所	吉野川市鴨島町敷地～山路	1.0	
一 (旧)市場学 停車場線	冠水2箇所	阿波市市場町香美橋 ～吉野川市川島町学島橋	2.0	市場学(停)線 阿波麻植大橋
一 鴨島停車場線	冠 水	吉野川市鴨島町中郷	0.1	
一 牛島停車場線	冠 水	吉野川市鴨島町牛島	0.3	
一 二宮山川線	落 石	吉野川市美郷大野	0.06	

3 緊急輸送道路の一覧表 (吉野川市内)

路線名	区 間
国道192号	石井町境～吉野川市～美馬市境
国道193号	国道192号(吉野川市山川町)～吉野川市美郷支所 ～神山町境
国道318号 ※	国道192号(吉野川市鴨島町)～阿波中央橋南
県道235号(宮川内牛島 停車場線)	徳島吉野線(阿波市吉野町境)～国道192号(吉野川市鴨島町)
県道125号(市場学停車 場線)	県道12号鳴門池田線(阿波市市場町境)～国道192号(吉 野川市川島町)
県道30号徳島鴨島線※	国道318号(吉野川市鴨島町)～石井町境
県道122号板野川島線※	国道318号(吉野川市鴨島町)～国道192号(吉野川市川 島町)
吉野川市道本郷・上下島 松元線※	国道192号(吉野川市鴨島町)～国道318号線(吉野川市 鴨島町)
吉野川市道知恵島中須 賀・中郷線※	徳島鴨島線(吉野川市鴨島町)～市道本郷・上下島松元線
吉野川市道西中須1号 線※	国道192号(吉野川市川島町)～市道南中須・久保田線(吉 野川市川島町)

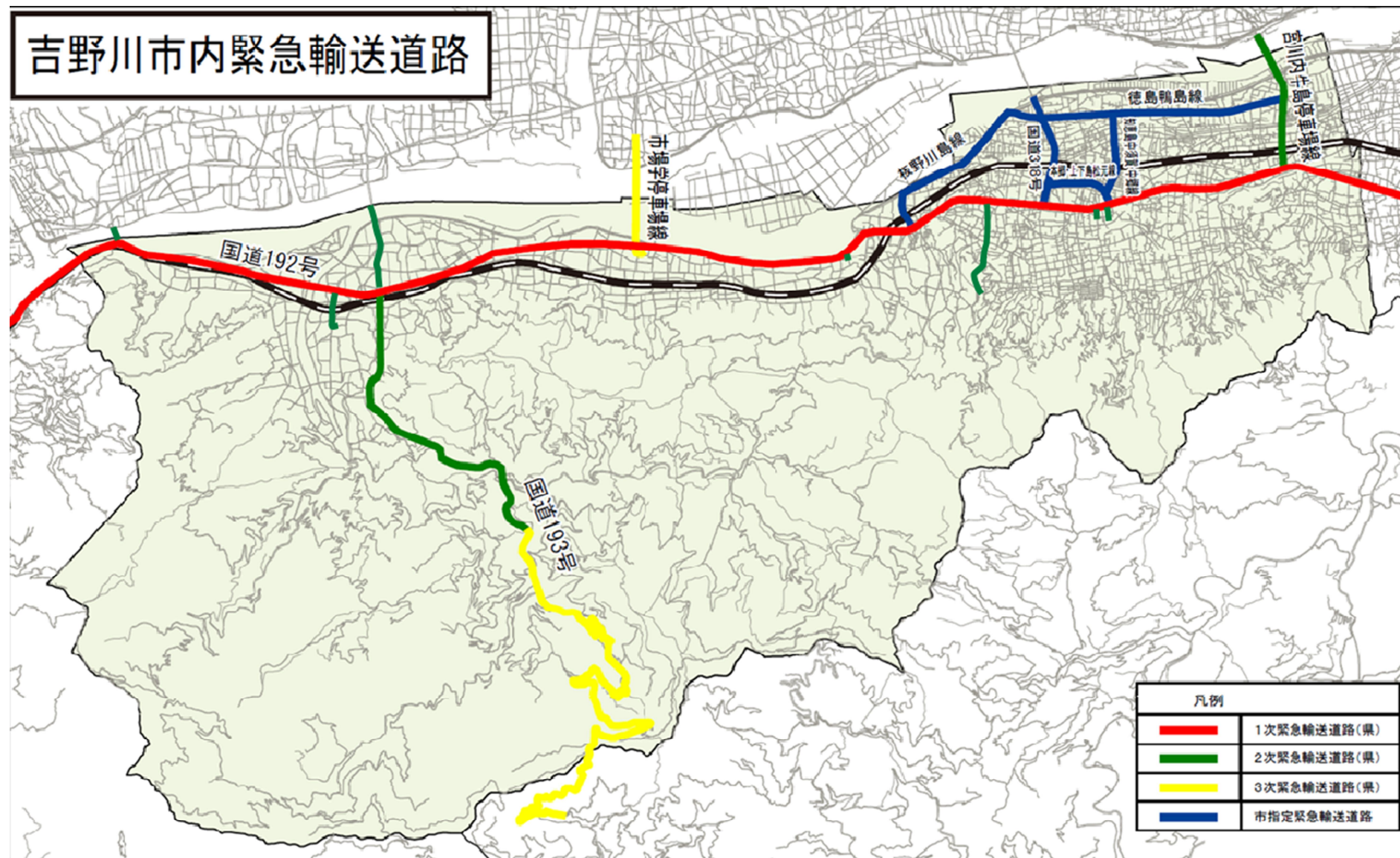
吉野川市道南中須・久保田線※	市道西中須1号線（吉野川市川島町）～吉野川県土整備事務所
吉野川市道翁喜台6号線※	吉野川市山川支所～県道248号奥野井阿波山川停車場線（吉野川市山川町）
吉野川市道本郷・飯尾福井線※	国道192号（吉野川市鴨島町）～徳島中央広域連合消防本部・東消防署
吉野川市道西知恵島17号線※	県道122号板野川島線（吉野川市鴨島町）～吉野川医療センター

※吉野川市が指定する緊急輸送道路



(参考：徳島県緊急輸送道路) 徳島県地域防災計画（令和6年1月版）＝抜粋＝

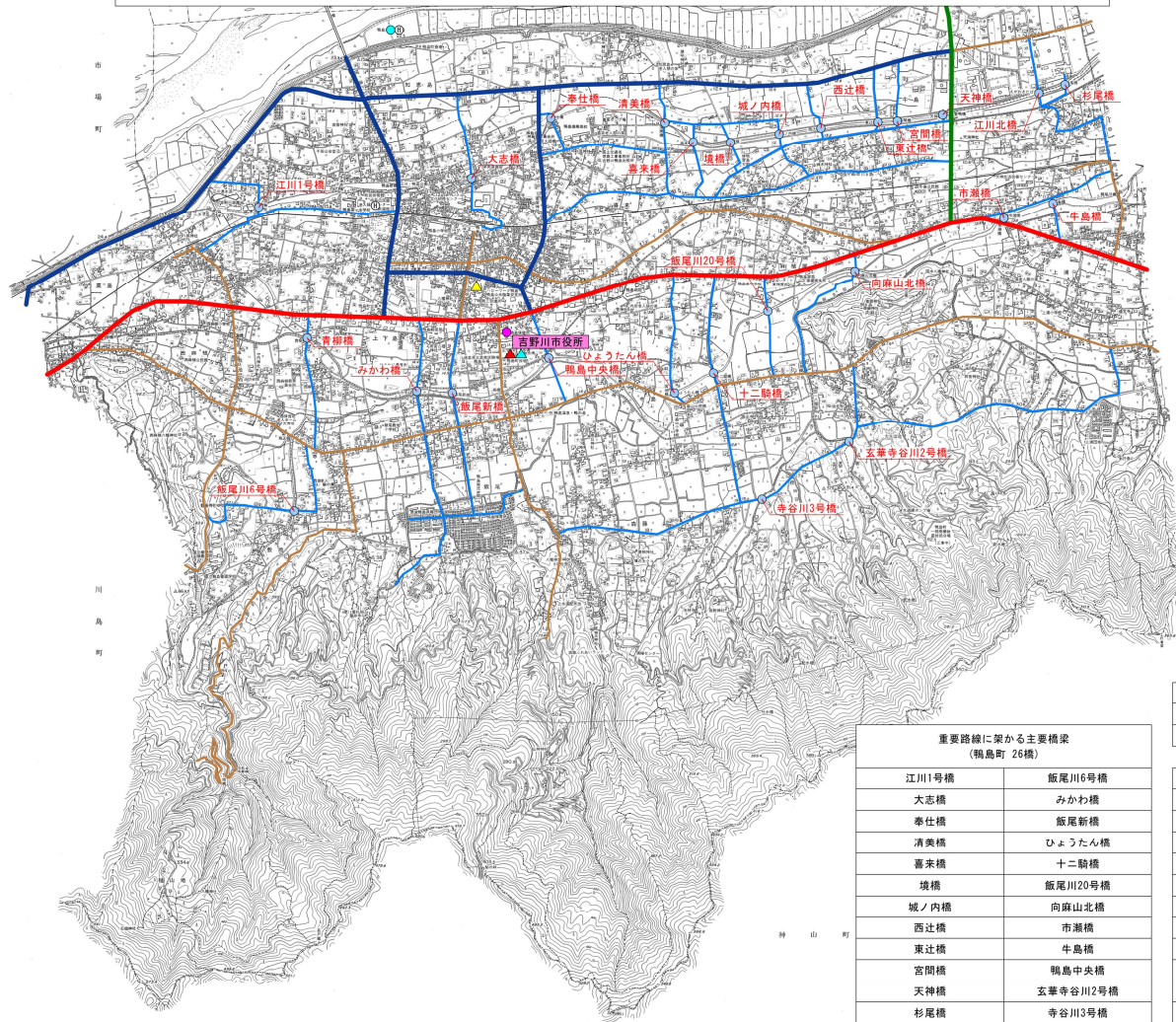
吉野川市内緊急輸送道路



4 緊急輸送道路等を補完する重要路線及び路線に架かる主要橋梁

緊急輸送道路等を補完する重要路線及び路線に架かる主要橋梁 位置図〔鴨島町〕

NOSCALE



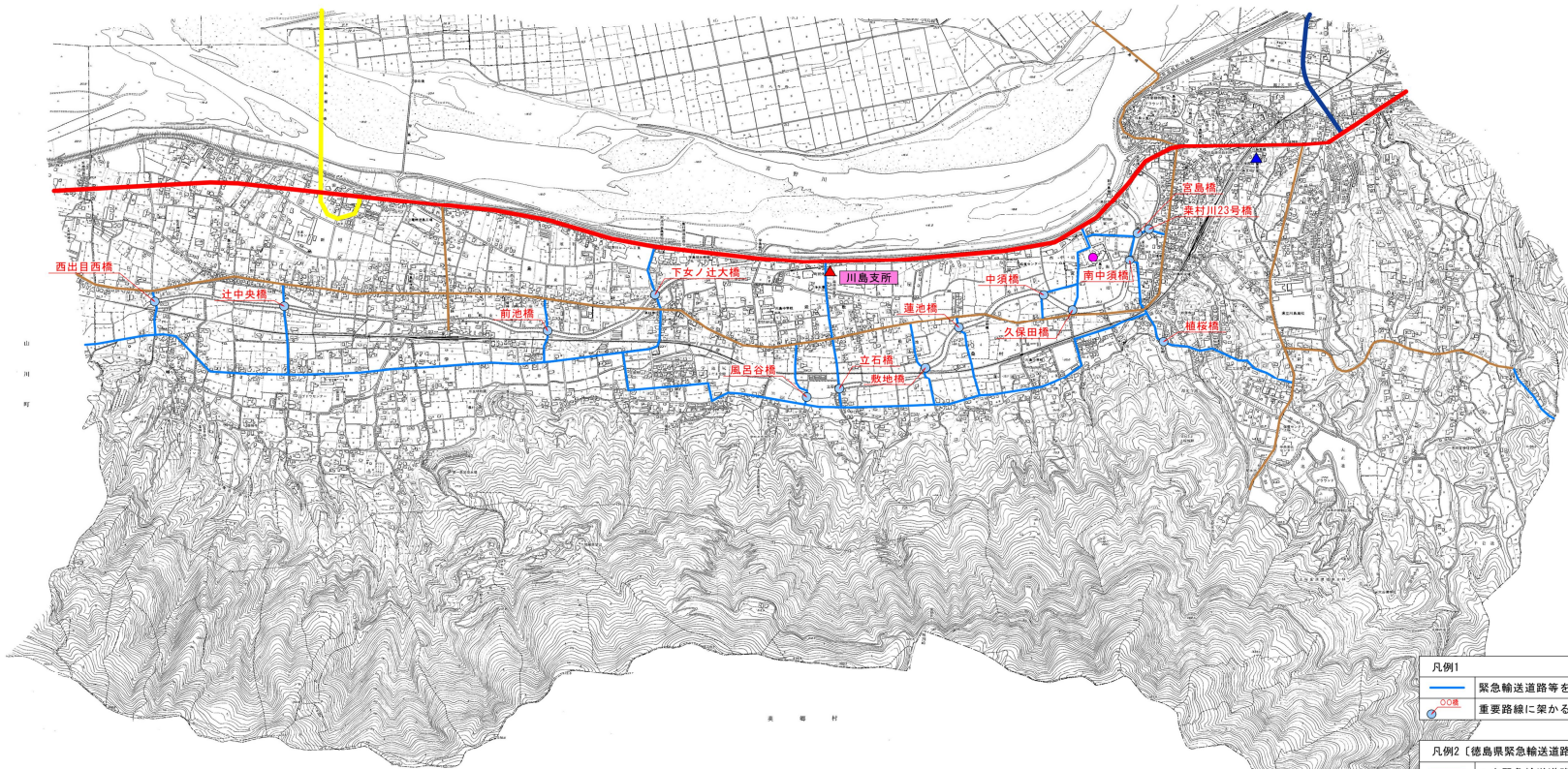
江川1号橋	飯尾川6号橋
大志橋	みかわ橋
奉仕橋	飯尾新橋
清美橋	ひょうたん橋
喜来橋	十二騎橋
境橋	飯尾川20号橋
城ノ内橋	向麻山北橋
西辻橋	市瀬橋
東辻橋	牛島橋
宮間橋	鴨島中央橋
天神橋	玄華寺谷川2号橋
杉尾橋	寺谷川3号橋
江川北橋	青柳橋

	緊急輸送道路等を補完する重要路線
	重要路線に架かる主要橋梁

	1次緊急輸送道路(県)
	2次緊急輸送道路(県)
	3次緊急輸送道路(県)
	市指定緊急輸送道路
	主要地方道・一般県道
	物資集積拠点
	基幹ヘリポート基地等
	国・県・高速道路会社機関
	市町村役場
	警察署等
	消防署等
	災害拠点病院等

緊急輸送道路等を補完する重要路線及び路線に架かる主要橋梁 位置図〔川島町〕

NO SCALE



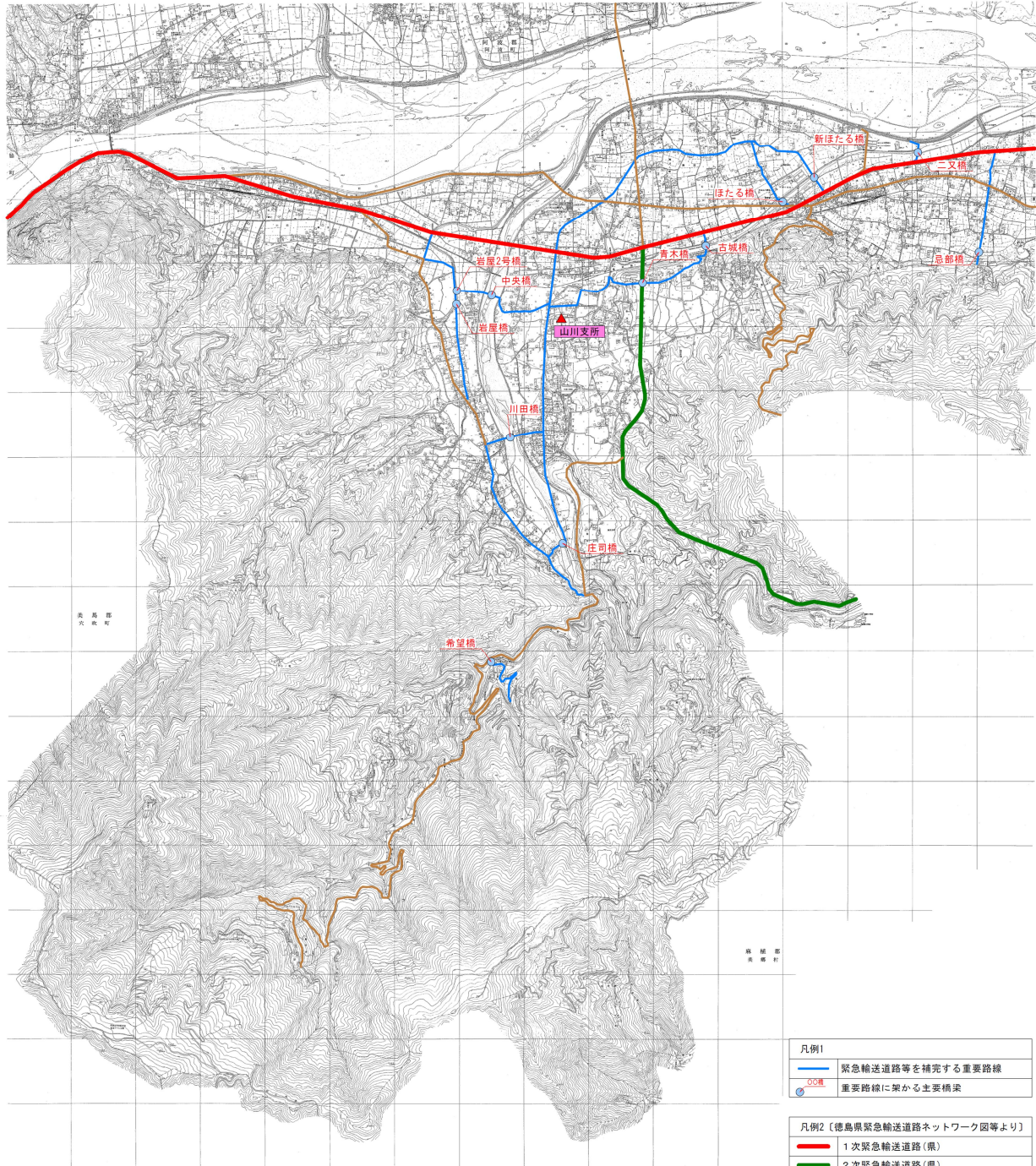
凡例1	
	緊急輸送道路等を補完する重要路線
	重要路線に架かる主要橋梁

凡例2〔徳島県緊急輸送道路ネットワーク図等より〕	
	1次緊急輸送道路(県)
	2次緊急輸送道路(県)
	3次緊急輸送道路(県)
	市指定緊急輸送道路
	主要地方道・一般県道
	物資集積拠点
	基幹ヘリポート基地等
	国・県・高速道路会社機関
	市町村役場
	警察署等
	消防署等
	災害拠点病院等

重要路線に架かる主要橋梁 (川島町 14橋)	
風呂谷橋	宮島橋
立石橋	栗村川23号橋
敷地橋	榎根橋
蓮池橋	西出自西橋
中須橋	辻中央橋
久保田橋	前池橋
南中須橋	下女ノ辻大橋

緊急輸送道路等を補完する重要路線及び路線に架かる主要橋梁 位置図〔山川町〕

NOSCALE



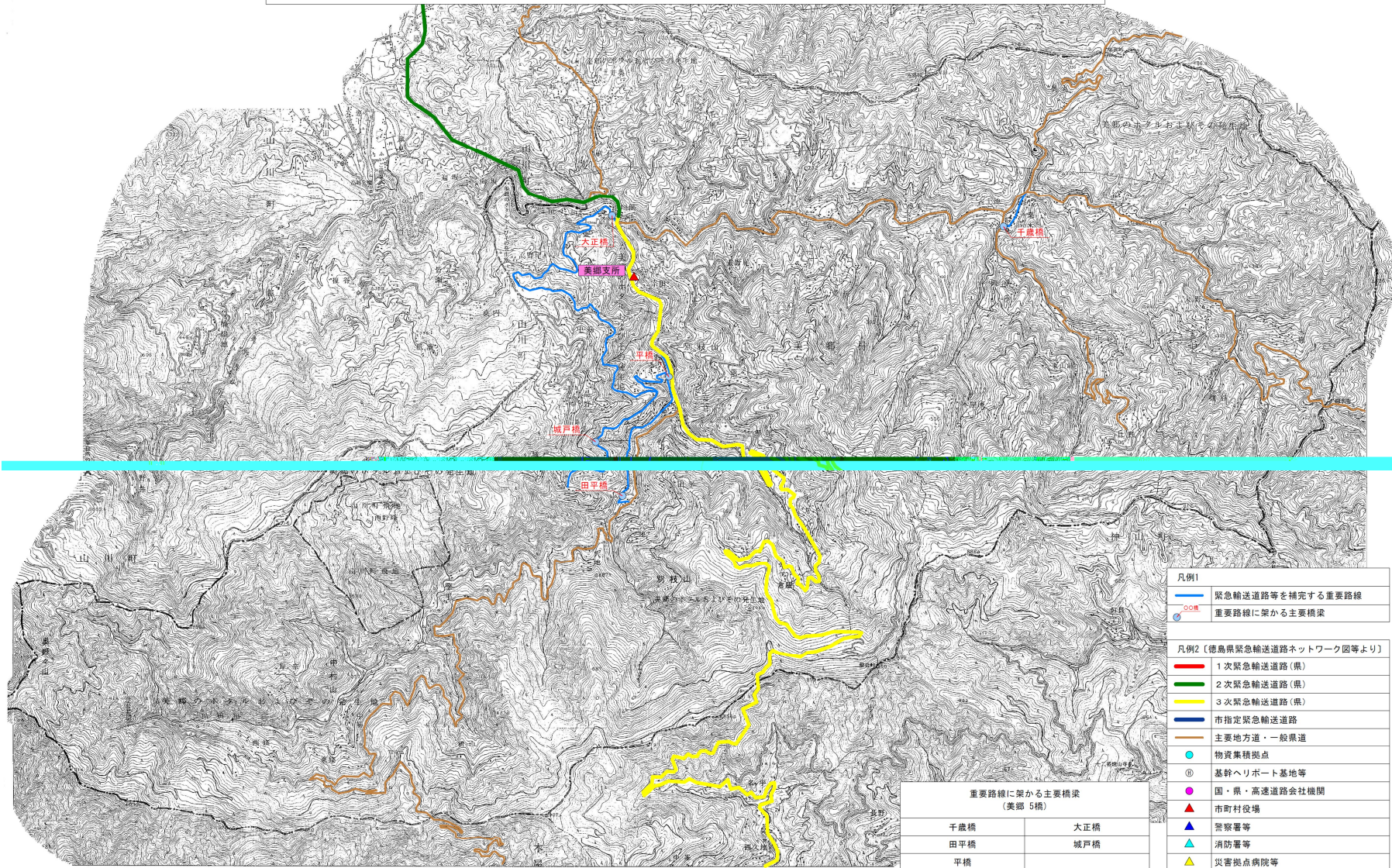
凡例1	
	緊急輸送道路等を補完する重要路線
	緊急輸送道路(県)
	2次緊急輸送道路(県)
	3次緊急輸送道路(県)
	市指定緊急輸送道路
	主要地方道・一般県道
	物資集積拠点
	⑩ 基幹ヘリポート基地等
	国・県・高速道路会社機関
	市町村役場
	警察署等
	消防署等
	災害拠点病院等

凡例2〔徳島県緊急輸送道路ネットワーク図等より〕	
	1次緊急輸送道路(県)
	2次緊急輸送道路(県)
	3次緊急輸送道路(県)
	市指定緊急輸送道路
	主要地方道・一般県道
	物資集積拠点
	⑩ 基幹ヘリポート基地等
	国・県・高速道路会社機関
	市町村役場
	警察署等
	消防署等
	災害拠点病院等

重要路線に架かる主要橋梁 (山川町 12橋)	
古城橋	川田橋
ほたる橋	中央橋
新ほたる橋	岩屋橋
二又橋	岩屋2号橋
忌部橋	希望橋
庄司橋	青木橋

緊急輸送道路等を補完する重要路線及び路線に架かる主要橋梁 位置図〔美郷〕

NOSCALE



- 凡例1
- 緊急輸送道路等を補完する重要路線
 - 重要路線に架かる主要橋梁
- 凡例2〔徳島県緊急輸送道路ネットワーク図等より〕
- 1次緊急輸送道路(県)
 - 2次緊急輸送道路(県)
 - 3次緊急輸送道路(県)
 - 市指定緊急輸送道路
 - 主要地方道・一般県道
 - 物資集積拠点
 - 基幹ヘリポート基地等
 - 国・県・高速道路会社機関
 - ▲ 市町村役場
 - ▲ 警察署等
 - ▲ 消防署等
 - ▲ 災害拠点病院等

重要路線に架かる主要橋梁 (美郷 5橋)	
千歳橋	大正橋
田平橋	城戸橋
平橋	

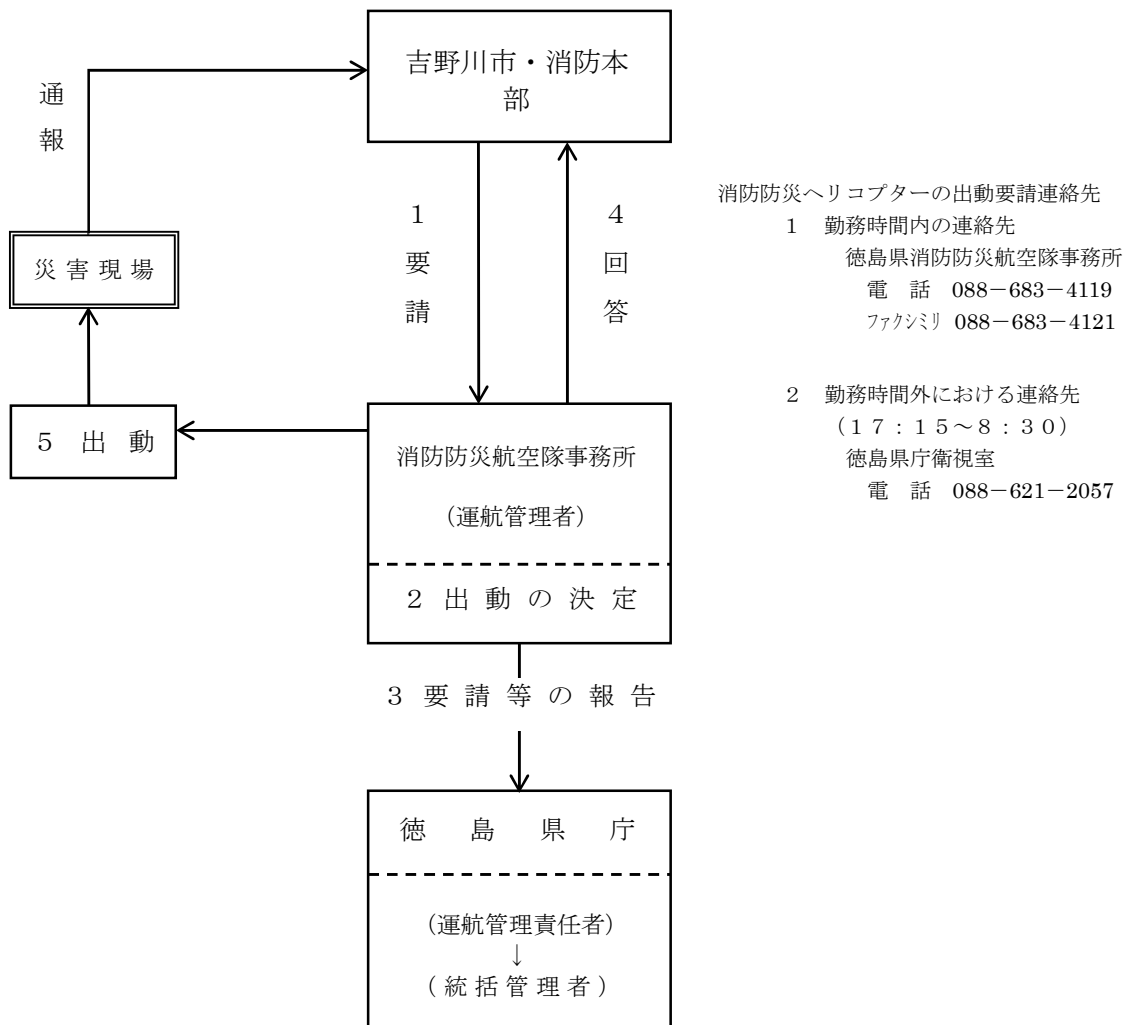
5 荷重制限橋梁の状況（橋長15m以上）

令和4年4月1日現在

橋梁名	路線名	箇所	橋長 (m)	有効幅員 (m)	荷重制限 (t)
中島橋	一般県道 西麻植下浦線	鴨島町中島	22	4.5	18 t
学島橋	一般県道 市場学停車場線 (旧道)	川島町児島	362	3.0	9 t
川島橋	主要地方道 津田川島線 (旧道)	川島町城山	285	3.0	9 t

6 消防防災ヘリコプター関係

(1) 緊急運航の要請及び出動のフローチャート



(2) 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書 (様式1)

様式第1号 (第5条関係)

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信日時	年 月 日、 時 分	受信者		
1 要請機関名		受信者		
2 災事の種別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急 (4) 火災防御 (5) 広域応援			
3 活動内容	調査、広報、撮影、傷病者搬送、空中消火、救急、救助搬送 (種類、数量) その他 ()			
4 発生場所及び発生時刻	(発生場所) 市町村 目 標 : (目標が明確となる、地図を添付のこと。) 離着陸場 : (発生時刻) 年 月 日、 時 分頃			
5 現地の気象条件	天候 、 風向 、 風速 m/s、 気温 °C 視界 m、 気象警報等 (警報・注意報)			
6 現場指揮者	所属・職・氏名			
7 現場との連絡手段	無線種別 (全国波 県波 市町村波) 現場指揮本部・呼出名 (コールサイン)			
8 要請を必要とする理由	※ 災害の状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること。 救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記述すること。			
9 傷病者搬送の場合	傷病者	氏名	年齢等 歳、男・女	
		氏名	年齢等 歳、男・女	
	症 状			
	着陸場所	出動先	所在地及び目標 :	
	の目標	搬送先	所在地及び目標 :	
	同乗者の氏名	医 師	関係者	
		看護婦		
	病院への搬送方法	救急車の手配	病 院の手配	
	受入病院	所在地	連絡先	(電話)
		名 称		
	搬送先の消防本部の担当者 職・氏名	消防本部 (局) 課 (電話)		
10 必要資機材				
11 他航空機への要請状況	無、 有：要請機関名 要請機数 (機)			
12 その他必要事項				

※以下の事項は、消防防災航空隊で出動の可否を決定後、連絡します。

1 使用無線等	無線種別 (全国波 県波 その他) 現場指揮本部・呼出名 (コールサイン)		
2 到着予定時刻	年 月 日 (曜日)	午前・午後	時 分
3 活動予定時間	時間	分	
4 燃料の確保	手配必要・手配不要、燃料の量 リットル (ドラム缶 本)		
5 その他必要事項			

(3) 災害等状況報告書 (様式2)

様式第2号 (第8条関係)

第 号
年 月 日

運航管理者

徳島県消防防災航空隊事務所長殿

吉野川市長

災 害 等 状 況 報 告 書

徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

発生・日時 発生場所	年 月 日 ()、 時 分	
災害等の概要		
対 経 緯 応 出 動 機 関 状 及 び 人 数 況 出 動 車 両 及 び 機 材	緯	
	出 動 機 関 及 び 人 数	
	出 動 車 両 及 び 機 材	
被害の概要	(死傷者、救助人員等)	
その他参考 となる事項		

11. 自衛隊に関する資料

1 災害対策用ヘリコプター降着適地一覧表

令和6年1月現在

名称	所在地	管理者	連絡先	降着可能な ヘリコプター の大きさ	避難場所 との重複	UTM 座標
鴨島運動場	吉野川市 鴨島町知恵島 2249番地1地先	吉野川市 教育委員会	(0883) 22-2271	大		400717
中ノ郷ヘリポート	吉野川市 山川町大内575	吉野川市	(0883) 22-2235	小		271656
鴨島第一中学校	吉野川市 鴨島町鴨島 633-2	吉野川市 教育委員会	(0883) 22-2272		重複	400706
鴨島東中学校	吉野川市 鴨島町麻植塚 215-3	吉野川市 教育委員会	(0883) 22-2272		重複	423701
川島中学校	吉野川市 川島町桑村 2558	吉野川市 教育委員会	(0883) 22-2272		重複	355689
川島大正池	吉野川市 川島町桑村 字新池広	吉野川市 商工観光課	(0883) 22-2226			378681
吉野川市総合 スポーツ運動場	吉野川市 山川町字恵下 45-1	吉野川市 教育委員会	(0883) 22-2271	中		288669
山川中学校	吉野川市 山川町字前川 261	吉野川市 教育委員会	(0883) 22-2272	中	重複	293693
旧美郷中学校	吉野川市 美郷川俣51	吉野川市 教育委員会	(0883) 22-2272	中		313658

2 災害派遣要請・撤収要請依頼書及び災害状況通知書

災害派遣要請依頼書（様式）

	番 号
	年 月 日
徳島県知事 殿	
	吉野川市長
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）	
災害を防除するため、次のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。	
1 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由	
(1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）	
(2) 派遣要請を依頼する事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する勢力	
(1) 人 員	
(2) 装備の概要（特に航空機等特殊装備を必要とするとき）	
4 派遣を希望する区域及び活動内容	
(1) 派遣を希望する区域	
(2) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）	
5 連絡場所及び連絡職員	
(1) 連絡場所（住所、電話番号、無線局番等）	
(2) 連絡職員（所属職氏名）	
6 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況等）	

災害状況通知書（様式）

	番 号
	年 月 日
災害派遣要請部隊長 殿	
	吉野川市長
吉野川市の災害状況について（通知）	
災害を防除するため、徳島県知事に対し別紙のとおり自衛隊の災害派遣要請の依頼を試みましたが、現在のところ〇〇（通信途絶等具体的理由を記載）のため依頼できていないことを通知します。	
（別紙として「災害派遣要請依頼書」を添付）	

災害派遣撤収要請通知書（様式）

	番 号
	年 月 日
徳島県知事 殿	
	吉野川市長
自衛隊の災害派遣撤収要請について（依頼）	
災害を防除するため自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧もおおむね終了しましたので、次のとおり撤収要請を依頼します。	
1 撤収要請依頼日時	年 月 日
2 派遣要請依頼日時	年 月 日
3 撤 収 作 業 場 所	
4 撤 収 作 業 内 容	

3 ヘリポートの設置について

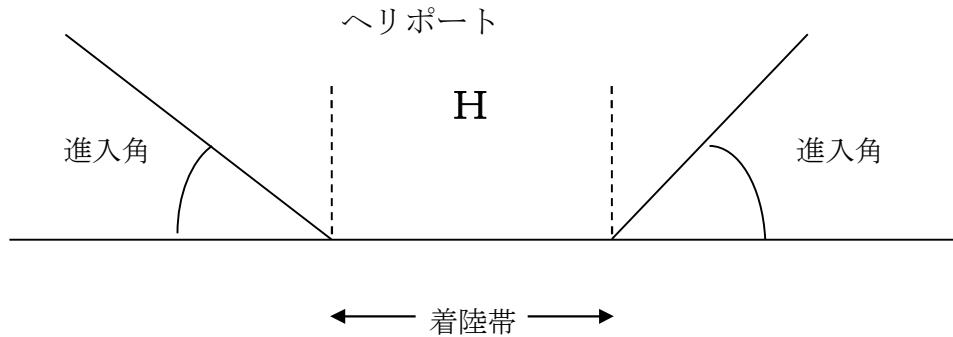
市長は、あらかじめ災害対策用ヘリポートの降着場適地を選定し、県に通知しておくとともに、県は自衛隊に通知しておくものとする。

(1) 降着場適地の選定

ヘリポート用地として、(2)の基準を満たす地積(ヘリポート)を確保する。なお、選定用地が市有地でない場合は、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施しておくものとする。

(2) 適地選定基準

- ア 地表面は平坦でよく整理されていること。
- イ 回転翼の回転によって、つとめて砂塵等があがらない場所であること。
- ウ 所要の地積があること。
- エ 周辺に風圧の影響を受けるものがないこと(大型ヘリコプター)。



ヘリポート最小限所要地積

機 種	着陸帯(直径)	進入角	摘 要
小型ヘリコプター	30m	10°	ヘリポートの外縁から50m以内に10m以上の障害物がないこと
中型 "	50m	8°	ヘリポートの外縁から70m以内に10m以上の障害物がないこと
大型 "	100m	6°	ヘリポートの外縁から100m以内に10m以上の障害物がないこと

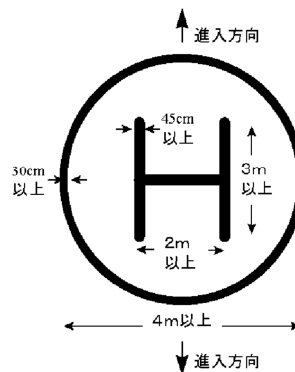
(3) 事前準備

- ア ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図(縮尺1万分の1程度のもの)を準備し提供する。
- イ 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプター等の誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポートを明らかにする。
- ウ 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートの離着陸訓練の実施に対して協力する。

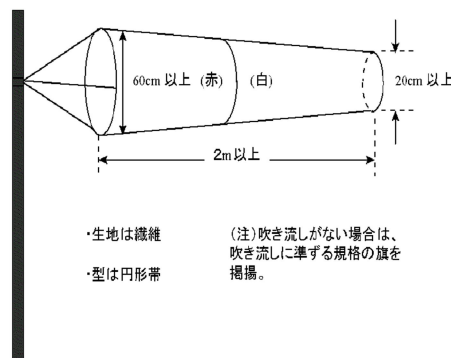
(4) 受入準備

- ア ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- イ 砂塵の舞い上がる時は散水を、積雪時には除雪又はてん圧を実施する。
- ウ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- エ 物資をとう載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊との調整を行う。

- オ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立入らせない。
- カ 離着陸地点に自衛隊員が不在の場合は、安全上の監視員を配置する。
- キ 離着陸地点には、石灰、白布等で次の基準のHの記号を風と平行方向に向けて表示する。



- ク キとともに着陸地点には、上空から風向、風速の判定ができる次のような吹き流し又はこれに準ずる旗を掲揚する。



(4) 対空目視信号

ア 生存者

生存者の使用する対空目視信号は、次によることとする。

(ア) 利用できるあらゆる方法により記号を作ること。


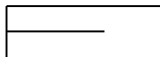

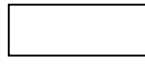

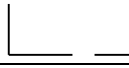

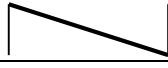
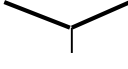


生存者が通常利用できる方法には、細い布、落下傘の材料、木片、石又はそれらに類する材料を使用したり、地面を踏むことにより、又は油で汚すことによって地上に標識を作ることができる。

(イ) 記号は25m以上とすること。

(ウ) 背景と使用される材料との間の色彩をできるだけ対照的にすること。

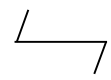
(エ) 無線機、火煙、反射光のようなその他の方法により、注意を引くためのあらゆる努力をすること。

(オ) 他の記号との混同を避けるために、次表に掲げるとおりに正確に記号を作るように注意すること。

番号	通 報 内 容	記 号
1	医師を要する 重 傷	
2	医療品を要する	
3	前進不能	
4	食糧及び水を要す	
5	電池付の信号灯及び無線機を要す	
6	前進すべき方向を示す	
7	この方向に前進中	↑
8	航空機大破	
9	ここに着陸することは安全と思われる	
10	燃料及び潤滑油を要す	
11	総員異常なし	
12	否 定	
13	肯 定	
14	理解不能	
15	技術者を要す	

イ 地上搜索隊

地上搜索隊において次表に記載した記号を使用する場合には、それらの記号はその図に示される意味を有するものとしなければならない。

番号	通 報 内 容	記 号
1	作業完了	LLL
2	我等総員を発見	<u>LL</u>
3	我等一部の人員を発見したに過ぎず	TT
4	我等続行不能、基地に帰還中	XX
5	二隊に分れ、それぞれ矢印の方向に前進中	
6	この方向に航空機ありとの情報を受信	→→
7	何物も発見せず、搜索を続行す	NN

12. 吉野川市災害対策本部に関する資料

1 吉野川市災害対策本部条例

平成16年10月1日
条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、吉野川市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部の設置)

第4条 災害対策本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため必要があると認めるときは、現地災害対策本部を置くことができる。

2 現地災害対策本部の組織に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月25日条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 吉野川市災害対策本部運営規程

平成16年10月1日

訓令第47号

改正 平成18年6月15日訓令第13号

平成19年3月30日訓令第10号

平成20年3月31日訓令第5号

平成21年6月24日訓令第18号

平成22年3月26日訓令第3号

平成23年4月26日訓令第16号

令和8年3月 日訓令第 号

(趣旨)

第1条 この訓令は、吉野川市災害対策本部条例(平成16年吉野川市条例第20号)第5条の規定に基づき、吉野川市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長及び本部員)

第2条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、危機管理局長、議会事務局長、総務部長、会計管理者、市民部長、健康福祉部長、産業経済部長、建設部長、水道部長、教育次長をもって充てる。

(本部会議)

第3条 災害応急対策の基本方針を決定するため、本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員、その他必要な職員をもって構成する。

3 本部会議は、本部長が主宰する。

(事務局)

第4条 本部長を補佐するため、事務局を置き、事務局の長は危機管理局長を充てる。

2 事務局に次の係を置き、各係員は、本部長が別に定める。

総務係、情報係、通信係、財務係、広報係、運用・受援調整係、市民係、健康福祉係、建設係、水道係、教育係、電話対応係

(班)

第5条 本部に次の表の左欄に掲げる班を置き、当該班の班長は、当該右欄に掲げる本部員をもって充てる。

班	班長
総務班	総務部長
市民班	市民部長
健康福祉班	健康福祉部長
産業経済班	産業経済部長
建設班	建設部長
水道班	水道部長
教育班	教育次長
災害対策支部班	市民部次長

2 班の分掌事務は、別表のとおりとする。

(配備区分)

第6条 配備区分は、第1次配備から第3次配備までとし、各班の配備要員等は、本部長が別に定める。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年6月15日訓令第13号)

この訓令は、平成18年6月15日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第10号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月24日訓令第18号)

この訓令は、平成21年6月24日から施行する。

附 則(平成22年3月26日訓令第3号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月26日訓令第16号)

この訓令は、平成23年4月26日から施行する。

附 則

この訓令は、令和8年 月 日から施行する。

別表(第5条関係)

班	所属課等	分掌事務
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課 ・市長公室 ・財務課 ・税務課 ・デジタル推進課 ・会計課 ・会計管理者 	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長の庶務に関する事 2 情報の収集・取りまとめ・報告・共有 3 職員の勤務等に関する事 4 災害応急対策職員の応援・受援に関する事 5 災害広報に関する事 6 安否不明者等の氏名公表に関する事 7 被災者支援及び生活再建に関する事 8 災害救助法の適用事務に関する事 9 視察等要人対応、議員対応に関する事 10 労務供給に関する事 11 災害記録に関する事 12 庁舎関連施設の機能確保に関する事 13 通信設備の機能維持に関する事 14 公用車の配車計画、車両借上げに関する事 15 車両及び発電機等の燃料の調達に関する事 16 災害対策本部等の備品等の調達に関する事 17 災害時の応急財政措置に関する事 18 国・県等の補助金に関する事 19 出納に関する事 20 必要物資の出納に関する事 21 義援金の受付、配分に関する事 22 寄付金に関する事 23 罹災証明に関する事 24 納税緩和措置に関する事 25 災害対策本部会議資料の作成 26 被災者台帳の作成に関する事
市民班	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活課 ・国保年金課 ・人権課 ・選挙管理委員会事務局 ・環境企画課 ・環境センター 	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集・取りまとめ・報告・共有 2 市民生活に関する事 3 物資の調達、供給に関する事 4 環境衛生に関する事 5 災害救助法の適用事務に関する事 6 災害対策本部会議資料の作成 7 被災者台帳の作成に関する事
健康福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ・健康推進課 ・長寿いきがい課 ・社会福祉課 ・こども未来課 ・こども家庭センター 	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集・取りまとめ・報告・共有 2 医療救護・福祉に関する事 3 保健、衛生、心のケア、栄養管理等に関する事 6 遺体の取り扱い及び災害関連死に関する事 7 各種生活再建支援等に関する事 8 保育児童の安全対策に関する事 9 所管公共施設の被害情報収集及び応急修理に関する事 10 災害救助法の適用事務に関する事 11 社会福祉協議会との連携に関する事 12 福祉相談に関する事 13 災害対策本部会議資料の作成 14 被災者台帳の作成に関する事
建設班	<ul style="list-style-type: none"> ・建設課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集・取りまとめ・報告・共有 2 土木・施設等に関する事

班	所属課等	分掌事務
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監理課 ・ 都市計画住宅課 	<ul style="list-style-type: none"> 3 宅地・建築物等に関する事 4 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関する事 5 災害救助法の適用事務に関する事 6 災害対策本部会議資料の作成 7 被災者台帳の作成に関する事
産業経済班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工観光課 ・ 農林業振興課 ・ 農業委員会事務局 	<ul style="list-style-type: none"> 1 情報の収集・取りまとめ・報告・共有 2 商工観光業、農林水産業に関する事 3 ライフライン（上下水道除く、電気・ガス等）に関する事 4 災害救助法の適用事務に関する事 5 災害対策本部会議資料の作成
教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育総務課 ・ 学校教育課 ・ 生涯学習課 	<ul style="list-style-type: none"> 1 情報の収集・取りまとめ・報告・共有 2 避難所の開設・運営等に関する事 3 園児、児童、生徒に関する事 4 文教施設に関する事 5 文化財に関する事 6 災害救助法の適用事務に関する事 7 教育関係団体への協力要請に関する事 8 災害対策本部会議資料の作成 9 被災者台帳の作成に関する事
水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道課 ・ 下水道課 	<ul style="list-style-type: none"> 1 情報の収集・取りまとめ・報告・共有 2 上下水道施設・応急対策等に関する事 3 災害救助法の適用事務に関する事 4 災害対策本部会議資料の作成 5 被災者台帳の作成に関する事
災害対策支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川島支所 ・ 山川支所 ・ 美郷支所 	<ul style="list-style-type: none"> 1 情報の収集・取りまとめ・報告・共有 2 各支部活動に関する事 3 災害対策本部会議資料の作成 4 その他、特に命じられた事項に関する事

13. 吉野川市防災会議及び防災関係機関に関する資料

1 吉野川市防災会議条例

平成16年10月1日

条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、吉野川市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 吉野川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 県の知事の部内の職員
 - (3) 県警察の警察官
 - (4) 関係部内の職員
 - (5) 教育長
 - (6) 徳島中央広域連合東消防署署長、西消防署長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、25人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、危機管理課において行う。

(その他)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年9月26日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月23日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月25日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される第1条の規定による改正後の吉野川市防災会議条例第3条第5項第8号の委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則(令和6年6月24日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 吉野川市防災会議運営規程

平成16年10月1日

訓令第46号

(趣旨)

第1条 この訓令は、吉野川市防災会議条例(平成16年吉野川市条例第19号)第5条の規定に基づき、吉野川市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事とその他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(防災会議)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 防災会議は、毎年度当初に開く。ただし、災害の発生その他の事由により防災会議の必要が生じたときは、その都度開くものとする。

4 委員は、防災会議の必要があると認めたときは、会長に防災会議の招集を求めることができる。

(会長の専決事項)

第3条 会長は、前条の規定にかかわらず、次の場合は、適宜の方法により関係のある委員と協議して決定することができる。

(1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を開くいとまがないとき。

(2) 決定を要する事項が一部の特定の機関にのみ関係のある事項で、早急に措置を要するとき。

(3) 軽易な事項で、早急に措置を要するとき。

2 会長は、前項の規定による決定をしたときは、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(その他)

第4条 この訓令に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長がその都度防災会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

3 吉野川市防災会議委員名簿

職 名	条 例
国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所 吉野川下流出張所長	一号委員
吉野川保健所長	二号委員
吉野川農林事務所長	二号委員
吉野川県土整備事務所長	二号委員
徳島県阿波吉野川警察署長	三号委員
徳島県阿波吉野川警察署警備課長	三号委員
吉野川市副市長	四号委員
吉野川市総務部長	四号委員
吉野川市健康福祉部長	四号委員
吉野川市産業経済部長	四号委員
吉野川市建設部長	四号委員
吉野川市危機管理局長	四号委員
吉野川市水道部長	四号委員
吉野川市市民部長	四号委員
チームレインボーSAI よしのがわリーダー	四号委員
吉野川市教育委員会教育長	五号委員
徳島中央広域連合東消防署長	六号委員
徳島中央広域連合西消防署長	六号委員
吉野川市消防団長	六号委員
日本郵便(株)鴨島郵便局長	七号委員
四国電力送配電(株)鴨島事業所長	七号委員
四国旅客鉄道(株)管理総括助役	七号委員
吉野川市医師会会長	七号委員
吉野川市自主防災組織連絡協議会会長	八号委員
吉野川市消防団機能別美郷女性班長	八号委員

4 防災関係機関連絡先一覧表

令和7年10月1日現在

(1) 指定地方行政機関・指定地方公共機関等

機関（職）名	住 所	電話番号
四国財務局 徳島財務事務所	徳島市万代町3-5	088-622-5181
中国四国農政局 徳島県拠点	徳島市中昭和町2丁目32	088-622-6131
四国運輸局徳島運輸支局 応神町庁舎	徳島市応神町応神産業団地1-1	088-641-4811
徳島地方气象台	徳島市大和町2丁目3-36	088-626-0676
徳島労働局	徳島市徳島町城内6-6	088-652-9141
徳島森林管理署	徳島市川内町鶴島239-1	088-637-1230
四国地方整備局 徳島河川国道事務所	徳島市上吉野町3丁目35	088-654-2211
日本郵便株式会社四国支社	松山市宮田町8-5	089-936-5121
鴨島郵便局	吉野川市鴨島上下島128-21	0883-24-2250
独立行政法人水資源機構 吉野川上流総合管理所	三好市池田町西山谷尻4235-1	0883-72-2050
NTT西日本株式会社 徳島支店	徳島市西大工町2丁目5番地1	088-602-1141
日本赤十字社徳島県支部	徳島市庄町3丁目12番地1号	088-631-6000
日本放送協会徳島放送局	徳島市寺島本町東1-28	088-626-5975
日本通運株式会社四国支店	徳島県徳島市東沖州1-20-2	088-664-0222
四国電力株式会社徳島支店	徳島市寺島本町東2-29	088-622-7121
四国放送株式会社	徳島市中徳島町2-5	088-626-2801
一般社団法人徳島新聞社	徳島市中徳島町2-5-2	088-655-7373
株式会社ドコモCS四国 徳島支店	徳島市北常三島1丁目6番1	088-626-7577
ソフトバンク株式会社	高松市寿町2-2-7	087-825-1801
KDDI中国四国総支社四国管理部	高松市番町1丁目6番8号	087-823-6777
株式会社エフエム徳島	徳島市寺島本町西1-61	088-656-2121
株式会社エフエムびざん	徳島市山城町東浜傍示1-1	088-656-5000

(2) 徳島県

県庁	電話番号
危機管理政策課	088-621-2708
防災対策推進課	088-621-2699
消防保安課	088-621-2284
医療政策課	088-621-2186
経済産業政策課	088-621-2315
農林水産政策課	088-621-2385
砂防防災課	088-621-2540
河川整備課	088-621-2573
徳島県教育委員会	088-621-3159
徳島県警察本部	088-622-3101

(3) 県出先機関

県税局 吉野川支所	川島 0883-26-3912
吉野川保健所	鴨島 0883-24-1114
吉野川農林事務所	川島 0883-26-3771
西部家畜保健衛生所（吉野川庁舎）	鴨島 0883-24-2029
吉野川県土整備事務所	川島 0883-26-3711

(4) 消防関連

徳島広域中央連合消防本部	吉野川市 鴨島 0883-26-1191
〃 東消防署	吉野川市 鴨島 0883-26-1196
〃 中消防署	阿波市 秋月 088-695-2149
〃 西消防署	吉野川市 山川 0883-42-2029

(5) 自衛隊関連 (徳島県内)

部隊名	住所	電話番号
陸上自衛隊 第14旅団第14施設隊 (徳島駐屯地)	徳島県阿南市那賀川町 小延413-1	<電話番号(平日)> (0884) 42-0991 内線233、232、231 <電話番号(夜間・休日)> (0884) 42-0991 内線248(部隊当直室) 302(駐屯地当直室) <ファクシミリ(平日)> (0884) 42-0991 内線219(電話にて内線番号の報告後、送信) <ファクシミリ(夜間・休日)> (0884) 42-0991
陸上自衛隊 第14旅団 第14飛行隊	板野郡松茂町住吉字住吉開 拓38	<電話番号(平日)> (088) 699-5118 ※内線 3903 <電話番号(夜間・休日)> (088) 699-5118 内線 3990 (分屯地当直) <ファクシミリ> (088) 699-5118 内線3905
海上自衛隊 徳島教育航空群	板野郡松茂町住吉字住吉開 拓38	<電話番号(平日)> (088) 699-5111 内線3213 <電話番号(夜間・休日)> (088) 699-5111 内線3222, 3223 <ファクシミリ> (088) 699-6116
海上自衛隊 第24航空隊	小松島市和田島町字洲端4-3	<電話番号(平日)> (0885) 37-2111 ※内線210~217 <電話番号(夜間・休日)> (0885) 37-2111 内線223~225 <ファクシミリ> (0885) 37-1180
自衛隊 徳島地方協力本部	徳島市万代町3丁目5 徳島第2地方合同庁舎5階	<電話番号(平日)> (088) 623-2220~2222・2215 <電話番号(夜間・休日)> (088) 623-2220~2222・2215 <ファクシミリ> (088) 623-2319
	吉野川地域事務所	<電話番号(平日)> (0883)-24-7008

5 災害に関する協定一覧表

令和7年10月1日現在

総数	協定名	協定の内容	費用の負担	締結年月日	協定の相手
1	災害時における資機材等支援活動協定	災害時における応急的な資機材等の支援活動	市	平成17年10月18日	市建設業協会
2	災害時における相互応援協定	災害時における物資の提供、職員の派遣等（平時の連携含む）	応援を要請した市	平成17年12月2日	鳥取県倉吉市
3	災害・事故等の医療救護に関する協定	災害時における医師、看護師の派遣・医療救護活動の実施	市	平成18年6月2日	市医師会
4	災害時要援護者福祉避難所に関する協定	災害時要援護者の受け入れ、救護活動の実施	市	平成18年11月27日	（医）徳寿会ほか5施設
5	災害時における避難場所施設利用に関する協定	避難時に避難所として施設の提供	市	平成20年12月25日	川島・吉野川高校
6	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	災害時に資材、機材、技術者等の出動による支援活動	市	平成20年11月26日	市上下水道工事店協同組合
7	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	災害時に労力、知識及び建設資材の支援活動	市	平成22年5月7日	全徳島建設労働組合
8	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	物資の供給等の協力	市	平成22年7月20日	社団法人徳島県エルピーガス協会 吉野川支部
9	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	公共施設等における電気設備の復旧活動	市	平成22年11月22日	鴨島電気工事組合
10	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	公共施設等における電気設備の復旧活動	市	平成22年11月22日	脇町電気工事組合
11	大規模災害における浄化槽の復旧支援活動に関する協定	市町村が設置する浄化槽・避難所の浄化槽の復旧活動	市	平成22年11月17日	（社）徳島県環境技術センター
12	災害時における避難場所施設利用に関する協定	避難時に避難所として施設の提供	市	平成23年4月1日	瀬詰老人会館管理者
13	災害時における情報交換及び支援に関する協定書	災害時における情報交換及び人員・資機材の支援	市	平成23年10月26日	国土交通省四国地方整備局長

総数	協定名	協定の内容	費用の負担	締結年月日	協定の相手
14	徳島県市長会を構成する各市の災害時相互応援に関する協定	災害時における物資、労力等の応援	市	平成24年10月5日	徳島県市長会を構成する市
15	徳島県及び市町村の災害時相互応援協定	災害時における物資、労力等の応援	市	平成25年4月5日	県及び24市町村
16	災害時の協力に関する協定	災害時における避難所・防災拠点の優先的な電力復旧		平成25年5月31日	四国電力株式会社徳島支店長
17	鳥取県市長会と徳島県市長会との危機事象発生時相互応援協定	災害時における物資、労力等の応援	危機事象発生市	平成25年12月25日	鳥取県市長・徳島県市長会
18	災害時に必要な資機材の調達に関する協定	災害時における資機材等の支援活動	市	平成26年7月29日	(株)ナガワ
19	災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定	災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定		平成26年9月24日	公益社団法人 徳島県建築士会川島地域会 公益社団法人徳島県建築士会
20	災害時における吉野川市と吉野川市内郵便局の協力に関する協定	被災者の避難先の情報提供、避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便物の収集・交付等	市	平成27年7月3日	吉野川市内郵便局
21	災害時における緊急放送に関する協定	災害発生時、発生するおそれがある場合における緊急放送		平成27年9月11日	市内ケーブルテレビ2社
22	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	災害発生時、発生するおそれがある場合における地図製品等の供給及び利用等		平成27年12月15日	(株)ゼンリン四国エリア統括部
23	徳島県総合情報通信ネットワークシステム市町村局に係る協定	徳島県総合情報通信ネットワークシステムに係る市町村局の設置及び維持管理		平成28年4月1日	徳島県
24	災害時における地域内輸送拠点に関する協定	災害発生時、発生するおそれがある場合における地域内輸送拠点としての利用等		平成29年1月4日	麻植郡農業協同組合
25	災害時における避難施設等の利用に関する協定	災害発生時、発生するおそれがある場合における地域内輸送拠点としての利用等		平成30年2月14日	(株)日本フネン
26	災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定	災害発生時、発生するおそれがある場合における外部給電可能な車両貸与による避難所への電力供給等	市	令和2年9月29日	徳島トヨタ(株)
27	災害時における物資供給に関する協定	災害発生時における物資支援等	市	令和2年12月4日	NPO法人コメリ災害対策センター

総数	協定名	協定の内容	費用の負担	締結年月日	協定の相手
28	広告付防災標識看板に関する協定	災害発生時の迅速かつ的確な避難行動及び市民の防災意識向上を図るため、防災情報を掲示した標識看板の設置		令和3年2月12日	(株)アクセル徳島 (株)井内
29	災害に係る情報発信等に関する協定	Yahoo!防災速報を通じた災害情報の発信等		令和3年7月15日	ヤフー株式会社
30	災害時における避難場所利用に関する協定	外水氾濫時に東側の運動場を避難場所の一つとして利用	市	令和3年8月10日	独立行政法人国立病院機構徳島病院
31	災害時における避難施設等の利用に関する協定	災害発生時、発生するおそれがある場合における一般避難所・福祉避難所としての利用等	市	令和3年11月1日	阿波商事有限会社
32	災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定	災害時、避難所等において停電が発生した場合に外部給電可能車両の貸出を受ける	市	令和3年11月10日	ネットヨタ徳島(株)
34	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	災害時、ボランティアの受け入れや配置等が円滑に行われるよう「災害ボランティアセンター」の設置・運営	市	令和4年1月5日	吉野川市社会福祉協議会
35	災害時における建設機械等の提供及びその運転士の派遣に関する協定	災害発生時、建設機械等の供給及び運転士の派遣	市	令和4年2月25日	松村重機建設(株)
36	災害時における建設機械等の供給に関する協定	災害時、人命救助・復旧作業に使用する建設機械等の供給	市	令和4年2月25日	徳島県クレーン協同組合
37	災害時における支援物資の受け入れ及び配送に関する協定	災害発生時における物資の配送実施及び物資管理	市	令和4年5月27日	佐川急便(株)
38	災害時等における施設利用の協力に関する協定	自家用車等を利用して避難する被災者の安全確保のため、店舗施設を提供	市	令和4年7月25日	(株)ダイナム
39	大規模災害時における支援活動に関する協定	大規模災害発生時において、組合員の協力で迅速な災害対応を円滑かつ的確に行う	市	令和4年8月25日	徳島県建設労働組合吉野川支部
40	大規模災害時の放送支援に関する協定	大規模災害時において、市民等が避難する避難所に対して必要な情報を伝達する		令和6年12月11日	(株)ケーブルネットおえ
41	災害時におけるレンタル資機材等の提供に関する協定	災害発生時、発生するおそれがある場合に、保有するレンタル資機材等の提供を受ける	市	令和7年3月17日	喜多機械産業(株)
42	災害時における応急対策業務に関する協定	災害によって発生した土砂の撤去、運搬等	市	令和7年5月15日	波多野工業(株)

6 吉野川市消防会館条例

平成16年10月1日

条例第24号

(設置)

第1条 山川地区の住民の連帯意識に基づく自主防災活動を積極的に推進し、地域ぐるみの防災体制を確立するため、吉野川市消防会館(以下「消防会館」という。)を吉野川市山川町翁喜台56番地2に設置する。

(利用の許可)

第2条 消防会館を利用しようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。

(使用料)

第3条 消防会館を利用する者から使用料を徴収する。

(使用料の額)

第4条 前条の使用料の額は、別表に掲げる額に100分の110を乗じたものとする。

(使用料の納付時期及び方法)

第5条 使用料は、利用許可の際、納付するものとする。

(使用料の減免)

第6条 消防会館の本来の活動及び公共の用又は公益事業のために利用する場合において、適当と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用料の全額又は一部を還付することができる。

(1) 消防会館の管理上又は公益上の必要により市が利用許可を取り消したとき。

(2) 天災その他不可抗力により消防会館を利用することができなくなったとき。

(利用者の遵守義務)

第8条 第2条の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、市長又は市長の指定した者の指示に従わなければならない。

2 利用者の責めに帰すべき事由により建物又は附属物件、器具等に損害を与えた場合は、利用者は、その損害を原状のとおり賠償し、修理し、補充しなければならない。

3 利用者は、特に火気に留意し、利用後は必ず場内を清掃し、原状に復した後市長又は市長の指定した者の検認を受けなければならない。

(利用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、消防会館の利用を許可しないものとする。

(1) 消防会館本来の活動及び公益の事業に支障があると認めた場合

(2) その利用が建物又は附属物件、器具等を損傷するおそれがあると認めた場合

(3) 利用許可目的以外に利用のおそれがあると認めた場合

(4) その利用が公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めた場合

(5) 興行又は営利を目的とする利用であると認めた場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めた場合

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山川町消防会館設置及び管理に関する条例（平成4年山川町条例第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年3月24日条例第6号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている吉野川市消防会館の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月1日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている吉野川市消防会館の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

区分	昼間	夜間
使用料	1,000円	1,500円

7 吉野川市消防会館条例施行規則

平成16年10月1日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、吉野川市消防会館条例(平成16年吉野川市条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の申請)

第2条 条例第2条の申請書は、別記様式によるものとする。

2 吉野川市消防団の活動に使用する場合は、前項に規定する申請書の提出を要しないものとする。

(使用の制限)

第3条 消防会館の使用は、原則として消防防災本来の活動に使用するもののほか、緊急時に備え他の使用を制限するものとする。

(使用者の義務)

第4条 消防会館の使用に当たっては、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 消防会館の秩序と安全を守ること。
- (2) 消防会館の清潔を守ること。
- (3) 喫煙及び火気に注意すること。
- (4) 施錠を怠らないこと。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、消防会館の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の山川町消防会館設置及び管理規則(平成4年山川町規則第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別記様式(第2条関係)

年 月 日				
吉野川市長 様		住所 氏名 職業		
消防会館使用許可申請書				
下記により吉野川市消防会館を使用したいので、許可くださいますようお願いいたします。				
使用日時	年 月 日 午 時 分から 年 月 日 午 時 分まで			
団体名 代表者名 職氏名				
人 員		男	女	計
	大人			
	小人			
	計			
使用目的				
使用料				

14. その他の資料

1 指定緊急避難場所

地区	施設名	異常現象区分								
		洪水(内水) 最大規模	洪水(内水) 計画規模	洪水(外水) 最大規模	洪水(外水) 計画規模	地震	崖崩	土石流	地滑り	大規模火災
鴨島	旧上浦小学校	○	○	△3階以上	△2階以上	○	○	○	○	○
	牛島公民館	○	○	△2階	△2階	○	○	○	○	○
	牛島小学校	△2階	○		△2階	○	○	○	○	○
	鴨島東中学校	△2階以上	△2階以上	△3階以上	△2階以上	○	○	○	○	○
	森山小学校	△2階以上	△2階以上	△2階以上	△2階以上	○	○	○	○	○
	岡野コミュニティセンター	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	県立吉野川高校	○	○	△3階以上	△2階以上	○	○	○	○	○
	市役所	△2階以上	○	△2階以上	△2階以上	○	○	○	○	○
	市民プラザ	○	○	△3階以上	△2階以上	○	○	○	○	○
	鴨島小学校	△2階以上	○	△2階以上	△2階以上	○	○	○	○	○
	文化研修センター	○	○	△2階	△2階	○	○	○	○	○
	鴨島公民館	△2階以上	○	△3階以上	△3階以上	○	○	○	○	○
	鴨島第一中学校	△2階以上	○	△3階以上	△3階以上	○	○	○	○	○
	知恵島小学校	○	○		△2階	○	○	○	○	○
	飯尾敷地小学校	△2階以上	○	△2階以上	△2階以上	○	○	○	○	○
	飯尾敷地コミュニティセンター	○	○	△2階	△2階	○	○	○	○	○
	西麻植小学校	△2階以上	○	△2階以上	△2階以上	○	○	○	○	○
	西麻植会館	△2階	○	△2階	△2階	○	○	○	○	○
	岡原児童公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	岡原多目的緑地公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○
向麻山公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
川島	川島公民館山田西分館	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	城山老人福祉センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	県立川島中学・高校	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	川島公民館	○	○	△2階	△2階		○	○	○	○
	川島小学校	△2階	○			○	○		○	○
	川島かもめこども園	○	○	△3階以上	△3階以上	○	○	○	○	○
	川島中学校	○	○	△3階	△3階	○	○	○	○	○
	交流センター	△2階	○	△2階	△2階	○	○	○	○	○
	学島小学校	△2階	△2階			○	○	○	○	○
	上桜公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	多目的グラウンド	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	城山児童公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	川島城テニスコート	○	○	○	○	○	○	○	○	○
川島城駐車場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山川	山瀬小学校	△2階	○			○	○	○	○	○
	山川中学校		○			○	○	○	○	○
	山川地域総合センター	△2階以上	○	△2階以上	△2階以上	○	○	○	○	○
	アメニティセンター	△2階	△2階	△2階	△2階	○	○	○	○	○
	旧川田小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高越小学校	△2階	○	△2階	○	○	○	○	○	○
	旧川田西小学校	○	○	△2階以上	△2階以上	○	○	○	○	○
美郷	ふるさとセンター	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	旧美郷老人福祉センター	○	○	○	○	○				○
	中山間地域交流拠点施設 (旧種野小学校)	○	○	○	○	○				○
	旧美郷中学校	○	○	○	○	○(注)				○
	旧中枝小学校	○	○	○	○	○(注)				○
	旧東山小学校	○	○	○	○	○(注)				○

(注) 耐震なし グラウンドのみ
内水とは・・・堤防内の内水河川の浸水
外水とは・・・吉野川の洪水

2 指定避難所一覧

鴨島地区指定避難所

小学 校区	収容地区	施設名	所在地	収容可能 人数(人)	延床面積 (㎡)	建築年	災害種別ごとの使用可否の目安						備考	
							洪水				地震	土砂		
							内水 最大規模	内水 計画規模	外水 最大規模	外水 計画規模				
1	上浦	旧上浦小学校	上浦 931	108	1,688	S60	○	○			○	○		
		同体育館		60	366	S44		○			○	○	耐震鍵ボックス	
2	上浦	上浦公民館	上浦 450-6	55	479	H17		○			○	○		
3	牛島	牛島公民館	牛島 675-14	33	338	S59	○	○			○	○		
4		牛島小学校	牛島 865-1	184	2,242	H2		○			○	○		
		同体育館		125	680	S56		○			○	○	耐震鍵ボックス	
5		牛島	鴨島東こども園	牛島 888 番地 1	170	1,881	H31		○			○	○	
6		牛島・森山	鴨島東中学校	麻植塚 215-3	216	2,948	S55					○	○	
		同体育館	304		1,801	H16		○			○	○	耐震鍵ボックス	
7		牛島	牛島体育館	牛島番外 3-1	168	990	S60		○			○	○	
8	森山	森山公民館	山路 1082-1	52	449	H7		○			○	○		
9		森山	岡野コミュニティセンター	山路 1656-1	19	153	H15	○	○	○	○	○	○	
10		森山	森山小学校	山路 1086	157	1,605	S57					○	○	
	同体育館	126	680		S58		○			○	○	耐震鍵ボックス		
11	鴨島	県立吉野川高校	喜来 681-9	516	3,974	S52	○	○			○	○		
		同体育館		239	1,492	S56	○	○			○	○	耐震鍵ボックス	
12	鴨島	神島会館	喜来乙 21-1	34	335	S51		○			○	○		
13	鴨島	市役所	鴨島 115-1	30	3,288	H6	○	○			○	○		
14	鴨島	市民プラザ	鴨島 252-1	726	2,497	R2	○	○			○	○	指定管理	
15	鴨島	鴨島小学校	鴨島 564	363	900	H12		○			○	○		
		同体育館		143	1,092	H13	○	○			○	○	耐震鍵ボックス	
16	鴨島	文化研修センター	鴨島 696-14	179	1,267	H1	○	○			○	○	指定管理	
17	鴨島	鴨島公民館	鴨島甲 1	173	3,466	S54		○			○	○	指定管理	
18	鴨島	鴨島老人福祉センター				601	S54		○			○	○	指定管理
19	鴨島・西麻植	鴨島第一中学校	鴨島 633-2	355	2,369	S53		○			○	○		
		同体育館		237	1,472	H4		○			○	○	耐震鍵ボックス	
		同柔剣道場		70	310	S55		○			○	○		
20	知恵島	知恵島小学校	知恵島 781	110	1,016	S42	○	○			○	○		
		同体育館		60	364	S47	○	○			○	○	耐震鍵ボックス	
21	知恵島	知恵島公民館	知恵島 368-1	26	260	S61	○	○			○	○		
22	飯尾敷地	飯尾敷地小学校	飯尾 7	222	1,891	S49		○			○	○		
		同体育館		145	900	H1	○	○			○	○	耐震鍵ボックス	
23	飯尾敷地	飯尾呉郷	飯尾敷地コミュニティセンター	飯尾 550-74	118	776	H25	○	○			○	○	指定管理
24	敷地	野菊の里	敷地 1463-1	99	240	H14	○	○	○	○	○		民間施設	
25	西麻植	西麻植小学校	西麻植字絵馬堂 85-2	159	1,640	S58		○			○	○		
		同体育館		137	829	S62		○			○	○	耐震鍵ボックス	
26	西麻植	西麻植会館	西麻植字中筋 46-1	73	594	S56		○			○	○		
27	西麻植	西麻植公民館	西麻植字田淵 129-1	65	480	H8		○			○	○		

川島地区指定避難所

	小学 校区	収容地区	施設名	所在地	収容可能 人数(人)	延床面積 (㎡)	建築年	災害種別ごとの使用可否の目安						備考
								洪水				地震	土砂	
								内水 最大規模	内水 計画規模	外水 最大規模	外水 計画規模			
1	川島	山田	川島公民館山田西分館	山田字芝生45-1	14	88	S62	○	○	○	○	○	○	
2		川島	城山老人福祉センター	川島146	52	528	H3	○	○	○	○	○	○	指定管理
3		桑村	県立川島中学・高校 同体育館	桑村367-3	518	6,700	S50	○	○	○	○	○	○	
					251	1,510	S55	○	○	○	○	○	○	耐震鍵ボックス
4		川島	川島公民館	桑村860	121	1,097	S54	○	○				○	
5		桑村	川島小学校 同体育館	桑村2193	269	3,005	S49		○			○		
					104	640	S52		○			○		耐震鍵ボックス
6		桑村	川島かもめこども園	桑村2421-1	339	3,288	H10	○	○			○	○	
7		桑村	川島体育館	桑村2424-1	224	1,199	H2	○	○			○	○	
8		桑村	川島中学校 同体育館	桑村2558	304	4453	H18	○	○			○	○	
	180				1,159	H20	○	○			○	○	耐震鍵ボックス	
9	桑村	交流センター	桑村2827-70	141	1,427	S56		○			○	○		
10	桑村	こだま会館	桑村1878-3	66	614	S52	○	○			○			
11	学島	児島	東児島老人憩の家(東児島公民分館)	児島字長池98-1	32	196	H13	○	○			○	○	
12		学	川島老人福祉センター	学字吉本34-2	55	601	S57	○	○			○	○	指定管理
13		学	学島小学校 同体育館	学字辻76	170	2,230	S48					○	○	
					104	600	S53					○	○	耐震鍵ボックス
14	学	川島公民館学西分館	学字西出目226-1	21	133	H3		○			○	○		

山 川 地 区 指 定 避 難 所

小学 校区	収容地区	施設名	所在地	収容可能 人数(人)	延床面 積 (㎡)	建築年	災害種別ごとの使用可否の目安						備 考			
							洪 水				地震	土砂				
							内水 最大規模	内水 計画規模	外水 最大規模	外水 計画規模						
1	山瀬	山崎	忌部農業構造改善センター	忌部 97-3	15	106	S61	○	○			○	○			
2		山崎	元木会館	宮島 90-1	22	142	S50	○	○					○	民間施設	
3		山崎	西久保地区コミュニティセンター	西久保 16-20	15	156	H15	○	○					○	○	民間施設
4		山崎	山瀬公民館	堤外 11-1	52	403	H26		○					○	○	
5		山崎	山瀬小学校	諏訪 266-1	298	3,414	S53		○					○	○	
			同体育館		156	684	R3		○					○	○	耐震鍵ボックス
6		瀬詰	瀬詰教育集会所	諏訪 411-26	19	159	H6		○					○	○	
7		瀬詰	瀬詰老人会館	八幡 289	86	389	S62	○	○					○	○	民間施設
8		瀬詰	八坂会館	安楽寺 182	42	277	S57	○	○	○	○				○	
9		瀬詰	山川中学校	前川 261	413	4,157	H21		○					○	○	
	同体育館		232		1,736	S44		○					○	○	耐震鍵ボックス	
	同武道館		78		235	S57		○					○	○		
10	瀬詰	山川体育館	大塚 152	168	874	S62		○					○	○		
11	川田東部	旧川田小学校	住吉 189	190	1,960	S51	○	○	○	○	○	○				
		同体育館		90	722	H4	○	○	○	○	○	○		耐震鍵ボックス		
12	川田東部	山川地域総合センター	翁喜台 117	264	3,953	H2		○					○	○		
13	川田東部	アメニティセンター	翁喜台 95-1	49	2,276	H5							○	○		
14	川田中部	高越小学校	町 93	200	3,504	H30		○					○	○		
		同体育館		148	843	H30							○	○	耐震鍵ボックス	
15	川田中部	高越こども園	町 94	141	1,573	H30			○	○			○	○		
16	川田中部	中部農業構造改善センター	町 103	28	185	S61							○	○		
17	川田中部	川田北会館(三ヶ名ふれあいセンター)	村雲 201-5	24	141	H16							○	○		
18	川田山	榎谷集会所	榎谷 226-9	8	61.28	H25	○	○	○	○			○			
19	川田西部	旧川田西小学校	川田 429-6	205	1,862	S55	○	○					○	○		
		同体育館		106	612	S56	○	○					○	○	耐震鍵ボックス	
20	川田西部	舟戸農業構造改善センター	槻原 55-5	15	99	S61	○	○					○	○		

美郷地区指定避難所

	小学 校区	収容地区	施設名	所在地	収容可能 人数(人)	延床面積 (m ²)	建築年	災害種別ごとの 使用可否の目安			備考
								洪水	地震	土砂	
1	旧東山	東山	東山老人憩の家	字栗木 128-3	19	126	S52	○			
2		東山	上谷集落センター	字上谷 68-1	5	39	H24	○	○		
3		東山	旧東山小学校	字古土地 155-2	54	1,009	S57	○	○	○	耐震鍵ボックス
4	旧種野	種野	中山間地域交流拠点施設 (旧種野小学校)	字川俣 47	120	1,056	S55	○	○		指定管理
5		種野	旧美郷中学校体育館	字川俣 51	82	1,203	S45	○	○	○	耐震鍵ボックス
6		種野	旧美郷老人福祉センター	字毛無 92-6	50	550	H10	○	○		
7		種野	三山老人憩の家	字川俣 8-1	20	124	S55	○			
8		種野	種野集落センター	字刷石 124-1	13	70	S56	○			
9		種野	桁山集落センター	字中筋 266-4	8	51	S63	○	○	○	
10		旧中枝	中枝	旧中枝小学校体育館	字平 71-2	78	531	S55	○		
11	中枝		ふるさとセンター	字中筋 194-1	191	2,042	H4	○	○	○	耐震鍵ボックス
12	中枝		中枝老人憩の家	字平 250-5	16	126	S53	○			
13	中枝		東部集落センター	字重野尾 170-1	5	40	H3	○	○	○	
14	中枝		西部田平集落センター	字宮倉 55-1	8	57	H3		○	○	
15	中枝		城戸下浦高開集落センター	字下浦 284-1	6	51	H4	○	○	○	
16	中村		中古井広域集落センター	字古井 511-5	7	49	H16	○	○		

3 福祉避難所一覧

施設名	住所	電話番号
障がい者支援施設 野菊の里	鴨島町敷地 1463 番地 1	0883-24-6168
デイケア鈴木内科	鴨島町敷地 15 番地 7	0883-24-5882
介護老人保健施設 長寿園	鴨島町内原 432 番地	0883-24-7888
介護老人保健施設 やすらぎ荘	鴨島町上下島 495 番地 5	0883-24-6564
養護老人ホーム あけわ	鴨島町鴨島 538 番地 8	0883-26-1100
特別養護老人ホーム 水明荘	川島町川島 106 番地	0883-25-2333
軽費老人ホーム 健祥会ヴィラ	川島町栗村 361 番地 1	0883-25-2556
通所介護 さくら	山川町前川 212 番地 6	0883-42-5520
養護老人ホーム 芳越荘	山川町青木 17 番地	0883-42-2317
特別養護老人ホーム 美山苑	山川町祇園 51 番地	0883-42-7111
特別養護老人ホーム 美郷	美郷字毛無 92 番地 17	0883-26-7878
療養通所介護 ナーシングホームあおいそら	鴨島町鴨島 876	0883-36-1121
老人保健施設 健祥会ウェル	川島町川島 114 番地 3	0883-25-3333
ケアハウス 健祥会プロバンス	鴨島町内原 46 番地 3	0883-24-3131
サービス付き高齢者向け住宅 あわふじ	山川町岩戸 10 番地	0883-42-6677

4 消防用水利一覽表

水利別		消火栓		防火水槽						
		φ 150 以上	φ 150 未満	60 m ³ 以上	40 m ³ 級		20 m ³ 級		20 m ³ 未 満	
					内耐震	内耐震		内耐震		
吉野川 市	鴨島	177	315			41	8	15		10
	川島	62	142			77	2	8		1
	山川	73	109			135	1	2		
	美郷	0	31			78	0			
合計		312	597	0	0	331	11	25	0	11

5 自主防災組織

(1) 自主防災組織結成状況一覧表

令和7年4月現在

	旧町村名	結成年度	自主防災組織名	加入世帯	構成自治会
1	鴨島	H14	西郷自主防災・防犯組織	321	鴨島中西・むつみ・大西・大北（第2班）・菊美荘
2	鴨島	H17	敷地地区自主防災会	384	敷地東部・敷地南部・敷地中央・敷地奥・敷地西部・樋山地・徳島病院官舎・野菊の里・徳島病院・徳島病院看護師
3	鴨島	H17	森藤自主防災会	312	東森藤・向原・だん・東春日免・田中・宮前・三谷
4	鴨島	H17	山路地区自主防災会	517	東原北・東原南・岡野北・岡野南・橋本・山路中央・山路西・長谷・寺谷
5	鴨島	H18	中島・内原地区自主防災会	361	内原北部・内原東部・内原西部・中島東部・中島中部・中島西部・長寿園・プロバンス
6	鴨島	H18	西麻植南地区自主防災会	475	大東・西麻植中筋・中筋団地・西麻植中央・田淵・中筋第3・壇ノ原・東新田・西新田
7	鴨島	H18	江川・広畑地区自主防災会	355	江川東部・江川西部・広畑
8	鴨島	H18	牛島第2自主防災会	325	先須賀・杉尾・高白・天神・教員住宅・シャームゾン先須賀
9	鴨島	H18	牛島第3自主防災会	361	牛島四ツ屋・四ツ屋前・東宮間・西宮間・東辻・西辻・城ノ内・貞末北・城ノ内第2
10	鴨島	H18	牛島第1自主防災会	173	牛島駅前・桑上・市瀬・牛島小原
11	鴨島	H18	牛島第4自主防災会	283	原・岸ノ上・貞末南・麻植塚団地・麻植塚東・麻植塚・麻植塚西
12	鴨島	H18	知恵島西地区自主防災会	626	南部東・南部西・多津美・西知恵島・第一多津美・千田・知恵島中西・知恵島中西中央・知恵島中西西
13	鴨島	H18	麻植市・粟島地区自主防災会	442	東麻植市・西麻植市・南麻植市・北麻植市・すみれ・西麻植第6団地・粟島
14	鴨島	H18	知恵島東地区自主防災会	425	知恵島四ツ屋・中須賀・蛭子・東郷東・東郷西・北須賀
15	鴨島	H18	鴨島喜来南部地区自主防災会	378	喜来南部・宮本・若宮・金光・光の里・東新町3・東新町2・東新町1・東新町1西・コーポ鴨島
16	鴨島	H19	鴨島中央地区自主防災会	261	役場東・東本郷・栄町・本郷・南銀座・一番町・本町・八幡通り・西本町
17	鴨島	H19	上浦東地区自主防災会	388	八本松東・八本松西・辻川・上浦中筋・丸山・上浦団地
18	鴨島	H19	上浦西地区自主防災会	314	上浦南・自彊・玉取・国中
19	鴨島	H19	飯尾地区自主防災会	531	飯尾東・高ノ原・飯尾小原・唐人・飯尾中央・北門・飯尾西部・鴨島ハイランド
20	鴨島	H19	上下島地区自主防災会	883	殿郷・上下島住宅・南新町・大北（1班・3班～11班）・呉島・武智マンション
21	鴨島	H19	喜来北部地区自主防災会	516	喜来東・清美団地・乗島北・乗島第一・乗島第二・乗島西・喜来西部・宮本北・喜来西部第一・喜来西平和

	旧町村名	結成年度	自主防災組織名	加入世帯	構成自治会
22	鴨島	H20	神島地区自主防災会	392	神島ミサワ・神島第1・南神島・神島団地・喜来第5団地・北神島
23	鴨島	H20	呉郷東地区自主防災会	348	呉郷東1・呉郷東2・呉郷中1・呉郷中2・呉郷南1・呉郷南2・呉郷北1・呉郷北2・呉郷北3
24	鴨島	H20	呉郷西地区自主防災会	250	呉郷西4・呉郷西5・呉郷西6・呉郷第1・呉郷第2・呉郷第3・呉郷第4・呉郷第5・呉郷第6・呉郷西8
25	鴨島	H20	新開地地区自主防災会	368	中学通り・公園通り・栄通り甲・栄通り・鴨島甲・中新開地・北新開地・西新開地・北弥生・南弥生
26	鴨島	H20	鴨島駅前地区自主防災会	271	東本町・元町・中町・文楽・駅東・銀座・駅前通り・旭町・大和・稲荷
27	川島	H18	上桜地区自主防災会	188	桜ヶ丘・リッチランド・サントピア
28	川島	H18	栗村南東部自主防災会	266	久保田・久保田第一・久保田第二・天神・大明神
29	川島	H18	学二ツ森自主防災会	202	吉本北・吉本南・二ツ森住宅・峯八・学春日・近久
30	川島	H18	三ツ島・北久保地区自主防災会	282	一里松・水沼野・住吉・長塚・北久保
31	川島	H18	岡山北6地区自主防災会	235	水明荘ヴィラ・岡山第4・学ヶ丘・島田ハイツ・岡山住宅・岡山東・朝日ヶ丘
32	川島	H19	学西地区自主防災会	216	西出目・八幡・辻・王子・唐戸
33	川島	H19	川島中央地区自主防災会	252	城山第三・城山第二・城山第一・北町・北町第一・協調・本町・中央・川島ハイツ・南町・川島春日・町東
34	川島	H19	近久地区自主防災会	129	近久第一・近久第二・近久第三・樋口・近久南住宅・春日住宅南・春日住宅北・鳶ヶ巣・パールハイツ
35	川島	H20	桑村西自主防災会	202	伊加ヶ志・鍛冶屋敷・敷地
36	川島	H20	児島自主防災会	279	東児島第1・近久東団地・東児島・夕陽丘団地・むつみ・西児島
37	川島	H20	神後地区自主防災会	292	神後東部・森永ハイツ・グランシードK・神後南部・澤田ハイツ・神後西部・岡山寮・城東
38	川島	H20	南寺・岡山自主防災会	274	岡山第一・岡山第一西・岡山第二・岡山第三・南寺本町・南寺・南寺中央・ルミエールハイツ・上桜・源光寺第一・源光寺住宅第二・西谷
39	川島	H20	山田自主防災会	304	山田南部・山田芝生・山田中・山田西部・山田北部・山田中須賀・アクティ川島
40	山川	H17	西久保地区自主防災会	199	西久保東・西久保中・西久保南・西久保西
41	山川	H18	山川中央地区自主防災会	487	青木・旭・湯立東・湯立西・湯立北
42	山川	H18	西川田地区自主防災会	413	瀬津・東市久保・西市久保・原・貞田・船戸東・船戸西・衣笠
43	山川	H18	町自主防災会	288	南町・中町・北町・西山
44	山川	H18	川田北自主防災会	299	川田天神・村雲・北島東・北島西
45	山川	H18	こうつ地区自主防災会	172	奥川田東・奥川田西・中筋・井上・久宗
46	山川	H18	川田山地区自主防災会	33	榎谷・大内・楠根地・皆瀬・桑内・西野

	旧町村名	結成年度	自主防災組織名	加入世帯	構成自治会
					峯
47	山川	H18	日の出・宮島地区自主防災会	225	宮島南・宮島北・日の出第1・日の出第2
48	山川	H18	川田東部第1自主防災会	521	麦原東・麦原西・宮地・季邦・住吉・翁喜台・翁喜台東・西ノ原
49	山川	H18	川田東部第2自主防災会	305	旗見・川東東・川東南・川東西・川東北・恵下・迎坂
50	山川	H18	諏訪地区自主防災会	303	諏訪・諏訪東・諏訪中部・ほたる川・若宮東・諏訪南部・諏訪東2・諏訪東部
51	山川	H18	瀬詰地区自主防災会	559	北村・若宮・瀬詰八幡・三島・春日・若宮東
52	山川	H18	祇園・八坂地区自主防災会	97	祇園・八坂
53	山川	H18	山崎東部自主防災会	224	天神・忌部北・忌部南・中央東・中央西
54	美郷	H18	東山地区自主防災会	105	湯下・恵美子・古土地・天神・上谷・大野・月野・中谷・殿河・木屋浦
55	美郷	H19	中枝地区自主防災会	181	平・平団地・大神・西部・下浦・城戸・田平・井頭・宮倉・倉羅・古井・四ツ松 中古井・照尾・張・宗田・市野々・東部・檜平・大岸・西條・横山
56	美郷	H19	種野地区自主防災会	129	品野・中筋・高野尾・川俣・刷石・土井ノ奥・峠・川俣団地
	合計		結成組織数 56	17,918	組織率 100%

(2) 自主防災組織について

ア 組織

自主防災組織は、各自主防災会と、これらの集合体である連合会からなる。

イ 自主防災会

自主防災会は、自治会等のブロックを単位として結成し、防災活動に従事する活動班を置くことを原則とし、地区の複数の自治会等で構成する組織とする。

ウ 連合会

連合会は、各地区ごとに結成し、地域の特性等にも配慮し、地域の実情に即した組織づくりを行う。

エ 消防団員

消防団員は実行組織に属するものとし、平常時には、その専門的知識及び技能を生かして自主防災会の防災訓練の指導等にあたるものとするが、災害発生時には消防団の一員として防災活動に従事するため、自主防災会の活動班には組み入れないものとする。

オ 自主防災会の活動班（一例）

活動班	活動内容
①総務班	各班の活動状況の把握調整及び統括組織との連絡調整を行う。
②情報班	地域の災害情報の収集及び伝達を行う。
③消防班	初期消火を行う。
④救出・救護班	けが人、病人等の救出救護を行う。
⑤避難誘導班	避難誘導及び避難人員の把握を行う。

⑥給水・給食班	給水給食及び生活必需品の配付を行う。
⑦避難所運営班	避難所の自主的運営を行う。

6 災害応急金融対策

(1) 生活福祉資金（災害をうけたことにより臨時に必要な経費）

ア 貸付対象

低所得世帯で、資金の貸付けと必要な援助指導を受けることによって自立更生でき、他からの融資を受けることが困難な世帯

イ 貸付限度額 150万円以内

住宅の全・半壊などで復旧費用が 150万円以上必要な場合は、住宅資金と重複して 150～250万円（特別の場合 250～350万円）

ウ 貸付条件

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| (ア) 据置期間 | 貸付けの日（分割による交付の場合には最終貸付日）から6月以内 |
| (イ) 償還期間 | 7年以内 |
| (ウ) 利 子 | 保証人あり 無利子
保証人なし 年1.5% |
| (エ) 保 証 人 | 原則必要 ただし、保証人なしでも貸付可 |
| (オ) 償還方法 | 年賦、半年賦及び月賦による元利均等償還 |

エ 申込方法

原則として官公署発行の被災証明書を添付し民生委員、あるいは市の社会福祉協議会へ申し込む。

(2) 災害復興住宅資金

自然災害により住宅の被害を受けた者に対し、（独）住宅金融支援機構が指定した災害について、県が住宅復旧のための補修並びに住宅の建設、購入に要する資金の貸し付けを行う。融資対象や条件等については災害の規模や社会情勢によって変動するため、詳細については県又は機構へ問い合わせること。

(3) 災害対策資金

災害により被害を受けた中小企業等に対し再建を促進し、生産力の維持と経営の安定を図るため、県は金融機関の融資ならびに信用保証協会による融資の保証を行う。

(4) 勤労者ライフサイクル資金（災害費）

災害により被害を受けた勤労者に対し、四国労働金庫が資金の貸付けし、被災者の生活の安定化を図る。

7 災害弔慰金等支給・貸付

(1) 災害弔慰金の支給

ア 支給対象

政令で定める災害により死亡した住民の遺族

イ 支給額

生計維持者 500万円以内

その他の者 250万円以内

(2) 災害障害見舞金の支給

ア 支給対象

政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障がいがある住民

イ 支給額

生計維持者 250万円以内

その他の者 125万円以内

(3) 災害援護資金の貸付け

ア 貸付対象

災害救助法による救助が行われた災害及び県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害による被災世帯（所得制限有）

イ 貸付限度額

(ア) 世帯主の1カ月以上の負傷 150万円 ～ 350万円

(イ) 住居又は家財の損害 150万円 ～ 350万円

ウ 利率

年3%（据置期間は無利子）

エ 据置期間

3年（特別の事情のある場合は5年）

オ 償還期間

10年（据置期間を含む）

カ 償還方法

年賦又は半年賦

8 納税緩和措置

(1) 期限の延長

- ア 災害により、納税義務者等が期限までに申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認められる場合で、当該災害が市の全部又は一部の地域にわたり広範囲に発生したときは、市長は、職権により地域及び期日を指定して画一的にその期限を延長する。
- イ アの場合を除き、個別的事例又は狭い範囲内の事例については、市長は、納税義務者等の申請により、災害がやんだ日から2ヶ月以内の期日を指定して、その期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、徴収を猶予することができる。

なお、猶予した期間内に納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があるときは、猶予を受けた者の申請により、先の猶予期間と合わせて2年以内の期間を限り、猶予を延長することができる。

(3) 滞納処分の停止等

災害により、滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合には、滞納処分の執行の停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

(4) 減免

ア 個人の市民税

被害の状況に応じ、納税義務者の申請により、当該年度分の個人の市民税のうち被害後の納期に係る税額について減免する。

(参考)

阪神・淡路大震災における取扱いについては、平成7年1月に震災が発生したことから、平成7年度分においても減免措置を講ずることが適当であるとされている。(平成7.3.9付け自治省税務局長通達)

イ 固定資産税

災害により、損害を受けた農地、宅地、その他の土地、家屋及び償却資産についてその損害の程度に応じ、納税義務者の申請により、当該年度分の固定資産税のうち被害後の納期に係る税額について減免する。また、特に必要があると認めるときは、災害を受けた日の属する年度の次年度分についても同様とする。

(参考)

(ア) 阪神・淡路大震災における取扱いについては、平成7年1月に震災が発生したことから、平成7年度分においても減免措置を講ずることが適当であるとされている。(平成7.3.9付け自治省税務局長通達)

(イ) 阪神・淡路大震災については、滅失又は損壊した家屋又は償却資産の所有者等がこれに代わる家屋又は償却資産を平成10年1月1日までに取得した場合は、3年間税の減額等の措置がなされている。(地方税法附則第16条の2第4項・第6項)

ウ 国民健康保険税

被災の状況に応じ、納税義務者の申請により、当該年度分の国民健康保険税のうち被害後の納期に係る税額について減免する。

(参考)

阪神・淡路大震災における取扱いについては、平成7年1月に震災が発生したことから、平成7年度分においても減免措置を行っても差し支えないとされている。(平成7.3.3 付け厚生省国民健康保険課長内かん)

9 災害報告の記入要領

(1) 人的被害

- ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
- イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

(2) 住家被害

- ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- イ 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
- ウ 「半壊」とは、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
- エ 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- オ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- カ 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

(3) 非住家被害

- ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- イ 「公共建物」とは、例えば市庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- エ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

(4) その他

- ア 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- イ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- ウ 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- エ 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- オ 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋

梁を除いたものとする。

- カ 「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- キ 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- ク 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- ケ 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- コ 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- サ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- シ 「船舶被害」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- ス 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- セ 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- ソ 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- タ 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- チ 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- ツ 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊、及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として取り扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- テ 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

(5) 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

(6) 被害金額

- ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する

施設とする。

- オ 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- カ 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公立土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- キ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- ク 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- ケ 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- コ 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
- サ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

（7）その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

別 紙 様 式

災 害 発 生 報 告・災 害 中 間 報 告・災 害 確 定 報 告

市町村名 又は部局名				区分		被害		区分		被害		都道府県災害 対策本部	名称	
災 害 名 ・ 確 定 年 月 日	月 日 時確定		田	流出・埋没	ha			公立文教施設	千円				設置市町村名	設置
				冠 水	ha			農林水産業施設	千円			解散		月 日 時
報 告 者 名			畑	流出・埋没	ha			公共土木施設	千円			災害対策本部		
				冠 水	ha			その他の公共施設	千円					
区		分 被 害		文 教 施 設	箇所			小計		千円		適用市町村名		
人 的 被 害		死 者 人			病 院			箇所	公立施設被害市町村数				団体	
負 傷 者		行 方 不 明 者 人		道 路	箇所	農 産 被 害	千円					災害救助法		
重 傷 人		橋 り ょ う 箇所		河 川	箇所								林 産 被 害	千円
軽 傷 人		港 湾 箇所		砂 防 箇所		畜 産 被 害	千円					消防職員出動延人数	人	
住		棟											清 掃 施 設 箇所	
全 半 壊 壊		世 帯		崖 く ず れ 箇所		商 工 被 害	千円					計		
一 部 破 損		棟		鉄 道 不 通 箇所									そ の 他	千円
床 上 浸 水		世 帯		被 害 船 舶 隻		被 害 総 額	千円							
床 下 浸 水		棟		水 道 戸										
非 住 家		公 共 建 物 棟		電 話 回 線										
そ の 他 棟		火 災 発 生		電 気 戸										
		り 災 世 帯 数 世帯		ガ ス 戸										
		り 災 者 数 人		ブ ロ ッ ク 塀 等 箇所										
		建 物												
		危 険 物												
		そ の 他 件												

10 吉野川市内 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設等)一覧

令和8年1月1日現在

NO	種別	施設名	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域 警戒区域 ○:所在地が区域内 ×:所在地が区域外 警戒区域の種別 ():Y、R Y:警戒区域 R:特別警戒区域	浸水想定区域 (想定最大規模降雨) ○:所在地が区域内 ×:所在地が区域外 ():浸水深メートル
1	社会福祉施設	就労継続支援B型事業所ゆいたび	鴨島町上浦98-1	36-1128	×	○(3~5m)
2	社会福祉施設	吉野川市上浦老人憩の家	鴨島町上浦640-4	—	×	○(3~5m)
3	社会福祉施設	鴨島東こども園	鴨島町牛島888-1	24-8911	×	○(3~5m)
4	社会福祉施設	牛島児童クラブ	鴨島町牛島901-1	080-2980-4622	×	○(3~5m)
5	社会福祉施設	デイサービスセンターenjoy	鴨島町牛島2116-1	36-9860	×	○(3~5m)
6	社会福祉施設	森山児童クラブ	鴨島町山路1086	090-3180-5965	×	○(0.5~3m)
7	社会福祉施設	宅老所生き活き家	鴨島町山路1651-1	36-9277	×	×
8	社会福祉施設	グループホーム礼あり優あり	鴨島町麻植塚196-1	26-1175	×	○(3~5m)
9	社会福祉施設	就労支援Sole	鴨島町麻植塚232-6	25-9614	×	○(0.5~3m)
10	社会福祉施設	ケアハウス健祥会プロバンス	鴨島町内原46-3	24-3131	×	○(3~5m)
11	社会福祉施設	デイセンターアルル	鴨島町内原46-3	24-3888	×	○(3~5m)
12	社会福祉施設	健祥会在宅介護支援センター鴨島	鴨島町内原46-3	24-3252	×	○(3~5m)
13	社会福祉施設	グループホームえくせれんと鴨島	鴨島町内原161-2	26-1919	×	○(0.5~3m)
14	社会福祉施設	グループホームのぞみ	鴨島町内原432	24-2200	×	○(0.5~3m)
15	社会福祉施設	介護老人保健施設長寿園	鴨島町内原432	24-7889	×	○(0.5~3m)
16	社会福祉施設	吉野川市内原老人憩の家	鴨島町内原447	—	×	○(3~5m)
17	社会福祉施設	鴨島ひかり乳幼児保育園	鴨島町喜来323-151	24-1282	×	○(3~5m)
18	社会福祉施設	就労支援継続B型 麦	鴨島町喜来676-2	30-3956	×	○(0.5~3m)
19	社会福祉施設	就労継続支援センター巣立	鴨島町喜来甲26-2	24-1974	×	○(5~10m)
20	社会福祉施設	吉野川市喜来老人憩の家	鴨島町喜来甲48-1	—	×	○(3~5m)
21	社会福祉施設	アカリエ	鴨島町鴨島208-1	36-1630	×	○(3~5m)
22	社会福祉施設	児童デイ ワンハート	鴨島町鴨島244-2	38-9214	×	○(3~5m)
23	社会福祉施設	地域包括支援センター	鴨島町鴨島252-1	22-2744	×	○(3~5m)
24	社会福祉施設	めぐみファミリーダンボクラス、めぐみファミリーシンバクラス	鴨島町鴨島380	24-2435	×	○(3~5m)
25	社会福祉施設	認定こども園めぐみ幼稚園めぐみ保育園	鴨島町鴨島380	24-2435	×	○(3~5m)
26	社会福祉施設	デイサービスセンターあわ	鴨島町鴨島538-8	26-1100	×	○(3~5m)

NO	種別	施設名	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域 警戒区域 ○:所在地が区域内 ×:所在地が区域外 警戒区域の種別 ():Y、R Y:警戒区域 R:特別警戒区域	浸水想定区域 (想定最大規模降雨) ○:所在地が区域内 ×:所在地が区域外 ():浸水深メートル
27	社会福祉施設	養護老人ホームあけわ	鴨島町鴨島538-8	26-1100	×	○(3~5m)
28	社会福祉施設	グループホームあわ	鴨島町鴨島538-16	26-1223	×	○(3~5m)
29	社会福祉施設	ヴィヴァーチェ野菊きゃんぱす	鴨島町鴨島585-2	24-6168	×	○(3~5m)
30	社会福祉施設	野菊の里トモニホームアネックス	鴨島町鴨島585-2	24-6168	×	○(3~5m)
31	社会福祉施設	アフタースクール鴨島	鴨島町鴨島600-1	090-7625-0640	×	○(3~5m)
32	社会福祉施設	ナーシングホームあおいそら	鴨島町鴨島876	36-1121	×	○(3~5m)
33	社会福祉施設	鴨島中央認定こども園	鴨島町鴨島乙897-9	24-2356	×	○(5~10m)
34	社会福祉施設	こども発達支援 すいえる	鴨島町鴨島乙897-60	25-9229	×	○(5~10m)
35	社会福祉施設	吉野川市鴨島老人福祉センター	鴨島町鴨島甲1	24-5111	×	○(5~10m)
36	社会福祉施設	放課後等デイサービス ウィズ・ユークもじま	鴨島町上下島17-1	22-1122	×	○(3~5m)
37	社会福祉施設	吉野川市鴨島南部老人憩の家	鴨島町上下島74	—	×	○(3~5m)
38	社会福祉施設	トモニホーム	鴨島町上下島431-17	36-1004	×	○(3~5m)
39	社会福祉施設	シヨートステイきくみ	鴨島町上下島431-17	36-1003	×	○(3~5m)
40	社会福祉施設	デイサービスセンターせせらぎ	鴨島町上下島440-3	24-3066	×	○(3~5m)
41	社会福祉施設	菊美荘デイサービスセンター	鴨島町上下島443-2	24-6137	×	○(3~5m)
42	社会福祉施設	菊美荘在宅介護支援センター	鴨島町上下島443-2	24-6137	×	○(3~5m)
43	社会福祉施設	特別養護老人ホーム菊美荘	鴨島町上下島443-2	24-6137	×	○(3~5m)
44	社会福祉施設	介護老人保健施設やすらぎ荘	鴨島町上下島495-5	24-6564	×	○(3~5m)
45	社会福祉施設	デイケアセンターみま	鴨島町上下島497	24-2957	×	○(3~5m)
46	社会福祉施設	グループホームみま	鴨島町上下島499-21	26-0250	×	○(3~5m)
47	社会福祉施設	どリーむキッズよしの川	鴨島町知恵島132-31	36-1225	×	○(0.5m未満)
48	社会福祉施設	知恵島児童クラブ(さくら、すみれ)	鴨島町知恵島781	090-2824-3588	×	○(3~5m)
49	社会福祉施設	鴨島児童館	鴨島町知恵島1208-2	24-2379	×	○(3~5m)
50	社会福祉施設	吉野川市知恵島老人憩の家	鴨島町知恵島1758-3	—	×	○(5~10m)
51	社会福祉施設	ひまわり児童クラブ	鴨島町飯尾35-1	24-5881	×	○(3~5m)
52	社会福祉施設	きりん教室 よしのがわ	鴨島町飯尾550-24	30-4139	×	○(0.5~3m)
53	社会福祉施設	鴨島南児童館	鴨島町飯尾550-76	22-2277	×	○(0.5~3m)
54	社会福祉施設	真二号館	鴨島町飯尾1614-20	36-1555	○(Y)急傾斜地	×

NO	種別	施設名	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域 警戒区域 ○:所在地が区域内 ×:所在地が区域外 警戒区域の種別 ():Y、R Y:警戒区域 R:特別警戒区域	浸水想定区域 (想定最大規模降雨) ○:所在地が区域内 ×:所在地が区域外 ():浸水深メートル
55	社会福祉施設	小規模多機能型型居宅介護しきじ苑	鴨島町敷地15-7	24-5882	×	○(3~5m)
56	社会福祉施設	吉野川市敷地老人憩の家	鴨島町敷地323	—	×	○(0.5~3m)
57	社会福祉施設	真一号館	鴨島町敷地514-1	26-1088	×	×
58	社会福祉施設	真のさと	鴨島町敷地516-3	36-1077	×	×
59	社会福祉施設	障害者支援施設野菊の里	鴨島町敷地1463-1	24-6168	○(Y、R)急傾斜地	×
60	社会福祉施設	障害福祉サービス事業所ヴィヴァーチェ野菊	鴨島町敷地1463-1	24-6176	○(Y、R)急傾斜地	×
61	社会福祉施設	鴨島かもめこども園	鴨島町西麻植字大東98-1	24-2856	×	○(3~5m)
62	社会福祉施設	ヘルパーステーションゆず	鴨島町敷地364-10	26-0884	×	×
63	社会福祉施設	介護支援センターゆず	鴨島町敷地364-10	26-0884	×	×
64	社会福祉施設	就労継続支援B型アトリエひまわり	鴨島町西麻植麻植市115-5	22-8003	×	○(3~5m)
65	社会福祉施設	西麻植児童クラブ	鴨島町西麻植字田淵129-1	090-1324-7501	×	○(3~5m)
66	社会福祉施設	特別養護老人ホーム水明荘	川島町川島106	25-2333	×	×
67	社会福祉施設	健祥会インディベント21	川島町川島106-2	26-3010	×	×
68	社会福祉施設	老人保健施設健祥会ウェル	川島町川島114-3	25-3333	×	×
69	社会福祉施設	健祥会在宅介護支援センター川島	川島町川島114-3	25-5777	×	×
70	社会福祉施設	城山老人福祉センター	川島町川島146	36-1266	×	×
71	社会福祉施設	吉野川市北町老人憩の家	川島町川島512	—	○(Y)急傾斜地	×
72	社会福祉施設	軽費老人ホーム健祥会ヴィラ	川島町桑村361-1	25-2556	×	×
73	社会福祉施設	健祥会デイサービスセンター	川島町桑村368-1	25-2772	×	×
74	社会福祉施設	stera rehope	川島町桑村619-9	090-9226-1202	○(Y)急傾斜地	×
75	社会福祉施設	吉野川市サントピア老人憩の家	川島町桑村619-96	—	○(Y)急傾斜地	×
76	社会福祉施設	アフタースクール川島	川島町桑村1038-3	090-7625-0640	○(Y)土石流	○(5~10m)
77	社会福祉施設	川島かもめこども園	川島町桑村2421-1	25-6690	×	○(5~10m)
78	社会福祉施設	たけのこ川島	川島町桑村2666-2	36-1702	×	○(5~10m)
79	社会福祉施設	吉野川市川島老人福祉センター	川島町学字吉本34-2	25-2012	×	○(5~10m)
80	社会福祉施設	リハビリ特化型デイサービスあわふじ	川島町学字辻56-1	25-3323	×	○(5~10m)
81	社会福祉施設	学島学童クラブ	川島町学字辻76	080-6395-9859	×	○(5~10m)
82	社会福祉施設	吉野川市東児島老人憩の家	川島町児島字長池98-1	—	×	○(5~10m)

NO	種別	施設名	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域 警戒区域 ○:所在地が区域内 ×:所在地が区域外 警戒区域の種別 ():Y、R Y:警戒区域 R:特別警戒区域	浸水想定区域 (想定最大規模降雨) ○:所在地が区域内 ×:所在地が区域外 ():浸水深メートル
83	社会福祉施設	吉野川市むつみ老人憩の家	川島町三ツ島字北新田553	—	×	○(5~10m)
84	社会福祉施設	デイサービス忌部あわふじ	山川町岩戸10	42-6677	×	○(5~10m)
85	社会福祉施設	レッツ倶楽部・吉野川	山川町堤外5-17	42-7525	×	○(5~10m)
86	社会福祉施設	あるくアンサンプル	山川町堤外5-17	42-7525	×	○(5~10m)
87	社会福祉施設	山瀬学童保育所ほのほのクラブ	山川町諏訪266-1	42-6288	×	○(5~10m)
88	社会福祉施設	山瀬学童保育所のびのびクラブ	山川町諏訪266-1	42-6288	×	○(5~10m)
89	社会福祉施設	山瀬かもめこども園	山川町諏訪266-5	30-1212	×	○(5~10m)
90	社会福祉施設	あおぎワークホーム	山川町諏訪302-8	42-7339	×	○(5~10m)
91	社会福祉施設	ショートステイ山川	山川町諏訪411-63	36-1616	×	○(5~10m)
92	社会福祉施設	介護老人保健施設リハビリセンターのぞみ	山川町祇園41-5	42-6616	○(Y)急傾斜地	×
93	社会福祉施設	吉野川市山川在宅介護支援センター	山川町祇園51	42-7112	○(Y)急傾斜地	×
94	社会福祉施設	高齢者生活支援ハウスやまかわ	山川町祇園51	42-7111	○(Y)土石流	×
95	社会福祉施設	特別養護老人ホーム美山苑	山川町祇園51	42-7111	○(Y)急傾斜地	×
96	社会福祉施設	グループホームふるさと	山川町祇園51-2	42-7111	○(Y)急傾斜地	×
97	社会福祉施設	養護老人ホーム芳越荘	山川町青木17	42-2317	×	×
98	社会福祉施設	八坂児童館	山川町安楽寺165	42-6828	×	×
99	社会福祉施設	ミニデイ・はらだ	山川町前川12-2	22-9300	×	○(5~10m)
100	社会福祉施設	ゆとり家	山川町前川110-3、110-1	30-4051	×	○(3~5m)
101	社会福祉施設	小規模多機能型型居宅介護事業所アトレやまかわ	山川町前川149-1	36-1666	×	○(5~10m)
102	社会福祉施設	生活支援サービスのぞみ	山川町前川150-1	36-1666	×	○(5~10m)
103	社会福祉施設	就労継続支援A型事業所サポートみらい	山川町前川197-1	36-1818	×	○(5~10m)
104	社会福祉施設	通所介護さくら	山川町前川212-3	42-8113	×	○(3~5m)
105	社会福祉施設	有料老人ホームさくら	山川町前川212-3	42-8112	×	○(3~5m)
106	社会福祉施設	山川共同生活援助事業所	山川町湯立245-1	088-694-6876	×	○(3~5m)
107	社会福祉施設	吉野川市山川老人福祉センター	山川町翁喜台117	42-2089	×	○(0.5~3m)
108	社会福祉施設	グループホーム山川	山川町川東80	42-7038	×	×
109	社会福祉施設	ケアハウス清和園	山川町川東82-1	42-6765	×	×
110	社会福祉施設	グループホーム希望の家	山川町川東90-1	42-7588	×	×

NO	種別	施設名	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域 警戒区域 ○:所在地が区域内 ×:所在地が区域外 警戒区域の種別 ():Y、R Y:警戒区域 R:特別警戒区域	浸水想定区域 (想定最大規模降雨) ○:所在地が区域内 ×:所在地が区域外 ():浸水深メートル
111	社会福祉施設	高越学童おひさま、あおぞらクラブ	山川町町88-1	090-7787-8732	×	○(0.5~3m)
112	社会福祉施設	高越こども園	山川町町94	42-2430	×	○(0.5~3m)
113	社会福祉施設	きりん教室 こうつ	山川町川田429-6	30-3746	×	○(0.5~3m)
114	社会福祉施設	デイサービスセンター和紙のさと	山川町川田898-1	26-4141	×	○(5~10m)
115	社会福祉施設	吉野川市東山老人憩の家	美郷字栗木128-3	—	○(Y)急傾斜地	×
116	社会福祉施設	グループホーム美郷	美郷毛無92-3	26-7577	○(Y)急傾斜地	×
117	社会福祉施設	美郷在宅介護支援センター	美郷字中筋194-1	43-2714	○(Y)土石流	×
118	社会福祉施設	特別養護老人ホーム美郷	美郷字毛無92-17	26-7878	○(Y)急傾斜地	×
119	社会福祉施設	吉野川市三山老人憩の家	美郷字川俣8-1	—	○(Y)急傾斜地	×
120	社会福祉施設	吉野川市中枝老人憩の家	美郷字平250-5	—	○(Y)急傾斜地・土石流	×
121	小中学校 高等学校	牛島小学校	鴨島町牛島865-1	24-2019	×	○(3~5m)
122	小中学校 高等学校	森山小学校	鴨島町山路1086	24-2205	×	○(0.5~3m)
123	小中学校 高等学校	鴨島東中学校	鴨島町麻植塚215-3	24-2034	×	○(3~5m)
124	小中学校 高等学校	吉野川高等学校	鴨島町喜来681-9	24-2117	×	○(3~5m)
125	小中学校 高等学校	鴨島小学校	鴨島町鴨島564	24-2237	×	○(3~5m)
126	小中学校 高等学校	鴨島第一中学校	鴨島町鴨島633-2	24-2449	×	○(5~10m)
127	小中学校 高等学校	知恵島小学校	鴨島町知恵島781	24-2329	×	○(3~5m)
128	小中学校 高等学校	飯尾敷地小学校	鴨島町飯尾7	24-2527	×	○(3~5m)
129	小中学校 高等学校	鴨島支援学校	鴨島町敷地1392-2	24-6670	○(Y)(R)急傾斜地	×
130	小中学校 高等学校	西麻植小学校	鴨島町西麻植字絵馬堂85-2	24-2622	×	○(3~5m)
131	小中学校 高等学校	川島小学校	川島町桑村2193	25-2360	○(Y)土石流	○(5~10m)
132	小中学校 高等学校	市立 川島中学校	川島町桑村2558	25-2734	×	○(5~10m)
133	小中学校 高等学校	学島小学校	川島町学字辻76	25-2061	×	○(5~10m)
134	小中学校 高等学校	山瀬小学校	山川町諏訪266-1	42-2133	×	○(5~10m)
135	小中学校 高等学校	山川中学校	山川町前川261	42-3137	×	○(5~10m)
136	小中学校 高等学校	高越小学校	山川町町93	42-2022	×	○(0.5~3m)
137	医療機関	麻名内科外科クリニック	鴨島町上浦77-4	26-0020	×	○(3~5m)
138	医療機関	かなめ小児科内科クリニック	鴨島町牛島字四ツ屋前3271-9	26-0310	×	○(3~5m)

NO	種別	施設名	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域 警戒区域 ○:所在地が区域内 ×:所在地が区域外 警戒区域の種別 ():Y、R Y:警戒区域 R:特別警戒区域	浸水想定区域 (想定最大規模降雨) ○:所在地が区域内 ×:所在地が区域外 ():浸水深メートル
139	医療機関	鴨島耳鼻咽喉科	鴨島町麻植塚114-1	24-8070	×	○(3~5m)
140	医療機関	渡辺医院	鴨島町麻植塚386-5	24-7177	×	○(3~5m)
141	医療機関	森住内科医院	鴨島町内原48-1	22-3010	×	○(3~5m)
142	医療機関	鴨島病院	鴨島町内原432	24-6565	×	○(0.5~3m)
143	医療機関	鈴木内科	鴨島町喜来374	24-3413	×	○(3~5m)
144	医療機関	和田耳鼻咽喉科	鴨島町鴨島351-4	24-2566	×	○(3~5m)
145	医療機関	石原小児科	鴨島町鴨島353	24-2388	×	○(3~5m)
146	医療機関	古本内科クリニック	鴨島町鴨島406-5	24-7377	×	○(3~5m)
147	医療機関	糸田川クリニック	鴨島町鴨島526	24-7555	×	○(3~5m)
148	医療機関	糸田川眼科	鴨島町鴨島526	24-2531	×	○(3~5m)
149	医療機関	グリーン耳鼻咽喉科	鴨島町鴨島597-1	24-2488	×	○(3~5m)
150	医療機関	井内内科	鴨島町上下島79-1	24-3070	×	○(3~5m)
151	医療機関	美摩病院	鴨島町上下島497	24-2957	×	○(3~5m)
152	医療機関	吉野川医療センター	鴨島町知恵島字西知恵島120	26-2222	×	○(5~10m)
153	医療機関	あおいそら在宅診療所	鴨島町知恵島720-7	22-1311	×	○(5~10m)
154	医療機関	知恵島皮膚科診療所	鴨島町知恵島1049-3	36-9012	×	○(5~10m)
155	医療機関	リバーサイドクリニック岡田	鴨島町知恵島1774	24-8884	×	○(3~5m)
156	医療機関	石原内科循環器科	鴨島町飯尾187	24-2536	×	○(3~5m)
157	医療機関	鴨島川島クリニック	鴨島町飯尾396-3	24-8551	×	○(3~5m)
158	医療機関	鈴木内科	鴨島町敷地14-1	24-5880	×	○(3~5m)
159	社会福祉施設	独立行政法人国立病院機構 とくしま医療センター西病院	鴨島町敷地1354	24-2161	○(Y、R)急傾斜地	×
160	医療機関	木村内科胃腸科	鴨島町西麻植字絵馬堂61	24-6413	×	○(3~5m)
161	医療機関	杉山医院	川島町川島405-11	25-2802	×	○(5~10m)
162	医療機関	四宮医院	川島町桑村2555-1	25-2016	×	○(5~10m)
163	医療機関	岸整形外科	川島町三ツ島字一里松126	25-3133	×	○(5~10m)
164	医療機関	矢田医院	川島町三ツ島字長塚346-2	25-2006	×	○(3~5m)
165	医療機関	松永医院	山川町宮北38	42-2110	×	○(3~5m)
166	医療機関	山下耳鼻咽喉科クリニック	山川町堤外21-1	42-7533	×	○(5~10m)

NO	種別	施設名	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域 警戒区域 ○:所在地が区域内 ×:所在地が区域外 警戒区域の種別 ():Y、R Y:警戒区域 R:特別警戒区域	浸水想定区域 (想定最大規模降雨) ○:所在地が区域内 ×:所在地が区域外 ():浸水深メートル
167	医療機関	三木クリニック	山川町祇園41-5	42-6618	○(Y)急傾斜地	×
168	医療機関	あいざと山川クリニック	山川町前川200-2	42-8811	×	○(3~5m)
169	医療機関	さくら診療所	山川町前川212-6	42-5520	×	○(3~5m)
170	医療機関	よしのがわ往診診療所	山川町湯立277-1	36-1851	×	○(3~5m)
171	医療機関	谷医院	山川町建石158	42-2353	×	×
172	医療機関	中西内科クリニック	山川町川東88-1	42-6755	×	×
173	医療機関	工藤内科医院	山川町川田1067	42-3113	×	○(3~5m)
174	医療機関	美郷診療所	美郷毛無92-3	26-7570	○(Y)急傾斜地	×
175	歯科診療所	モロタニ歯科	鴨島町牛島852-6	24-6474	×	○(3~5m)
176	歯科診療所	さとう歯科医院	鴨島町麻植塚381-6	22-0888	×	○(3~5m)
177	歯科診療所	石田歯科医院	鴨島町内原225	24-4348	×	○(0.5~3m)
178	歯科診療所	井上歯科医院	鴨島町中島495-5	24-8501	×	○(3~5m)
179	歯科診療所	川井歯科	鴨島町鴨島156-3	24-8436	×	○(3~5m)
180	歯科診療所	まつうら歯科クリニック	鴨島町鴨島324-1	22-1555	×	○(3~5m)
181	歯科診療所	和田歯科クリニック	鴨島町鴨島346	24-2336	×	○(3~5m)
182	歯科診療所	近藤歯科医院	鴨島町鴨島444-11	24-2822	×	○(3~5m)
183	歯科診療所	飛梅歯科医院	鴨島町鴨島526-10	24-0517	×	○(3~5m)
184	歯科診療所	瀬尾歯科医院	鴨島町上下島78-1	24-8200	×	○(3~5m)
185	歯科診療所	多田歯科医院	鴨島町上下島300-2	36-1118	×	○(3~5m)
186	歯科診療所	やまさきデンタルクリニック	鴨島町知恵島1329-1	36-1512	×	○(3~5m)
187	歯科診療所	うらやま歯科医院	鴨島町知恵島1781-6	24-0009	×	○(5~10m)
188	歯科診療所	きりの歯科クリニック	鴨島町西麻植字広畑88-1	24-5151	×	○(3~5m)
189	歯科診療所	岡本歯科	鴨島町西麻植字新田5-12	22-0838	×	○(0.5~3m)
190	歯科診療所	アップル歯科・小児歯科クリニック	川島町川島246-1	25-6480	×	○(3~5m)
191	歯科診療所	杉山歯科医院	川島町川島258-1	25-4184	×	○(3~5m)
192	歯科診療所	前坂歯科医院	川島町桑村2369-7	25-4888	×	○(3~5m)
193	歯科診療所	山本歯科医院	山川町天神15-2	42-6474	×	○(3~5m)
194	歯科診療所	近藤歯科医院	山川町堤外12-1	42-2121	×	○(0.5~3m)

NO	種別	施設名	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域 警戒区域 ○:所在地が区域内 ×:所在地が区域外 警戒区域の種別 ():Y、R Y:警戒区域 R:特別警戒区域	浸水想定区域 (想定最大規模降雨) ○:所在地が区域内 ×:所在地が区域外 ():浸水深メートル
195	歯科診療所	松本歯科クリニック	山川町前川213-58	42-6488	×	○(3~5m)
196	歯科診療所	谷本歯科医院	山川町翁喜台169-11	42-2069	×	○(0.5~3m)